

二宮町一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理編・生活排水処理編)



令和4年3月

二宮町

目 次

第1章 計画概要	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	1
(1) 根拠法令	2
(2) 関連計画	3
(3) ごみ処理の広域的取組みの推進	4
①神奈川県ごみ処理広域化計画(平成10年3月)	4
②湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査(平成17年3月)	4
③平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(平成24年3月)	4
④改訂平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(平成27年3月)	4
⑤第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(令和3年3月)	5
1-3 計画目標年次	6
第2章 二宮町の概況等	7
2-1 二宮町の位置	7
2-2 気象の状況	8
2-3 人口の動向	9
2-4 産業の動向	10
(1) 産業別就業人口の推移	10
(2) 農業	11
(3) 工業	12
(4) 商業	13
2-5 土地利用状況	14
(1) 土地利用面積	14
(2) 市街地	14
2-6 総合計画等との関係	16
第3章 ごみ処理基本計画	17
3-1 ごみ処理の現状	17
(1) ごみ処理の沿革	17
(2) 分別収集区分	19
(3) ごみ処理体制	20
(4) 現有施設の状況	20
(5) ごみ処理の流れ	22
3-2 ごみ処理の現況	23
(1) ごみ発生量の実績及びその性状	23
①ごみ排出量の実績	23
②1人1日当たりのごみ排出量(原単位)の実績	26

③処理・処分形態	28
④ごみの性状	30
(2) ごみ処理体制	32
①収集・運搬体制	32
②ごみ処理手数料等	33
③家庭系ごみの処理体制	33
④事業系ごみの処理体制	33
(3) 処理経費の状況	34
(4) ごみ処理の施策の現状	35
①家庭系ごみ排出抑制	35
②事業系ごみの排出抑制	35
③資源化の推進	35
④分別排出の徹底、資源化の促進等	35
⑤最終処分量の削減	35
⑥町民、事業者、行政との協働	35
⑦広域処理施設の整備促進	35
⑧ごみ処理経費の抑制	35
⑨広域処理の施策	36
⑩その他の施策	36
(5) ごみ処理の評価	37
(6) 現計画における目標値の達成状況	38
(7) 課題抽出	38
①ごみの減量化の継続	38
②資源化の促進	38
③ごみ処理経費抑制の必要性	39
④ごみ処理手数料の改定	39
⑤ごみ分別収集区分変更の啓発	39
3-3 基本方針	40
3-4 ごみ処理基本計画	42
(1) ごみの発生・排出抑制の方策	42
(2) ごみの発生量及び処理量見込み	43
①行政区域内人口の予測	43
②ごみ排出量の予測	44
(3) ごみの発生・排出抑制等の目標値設定	46
①減量化の目標	46
②資源化の目標	46
③最終処分量の削減目標	46
(4) ごみ処理の施策	48
①家庭系ごみの排出抑制	48
②事業系ごみの排出抑制	48
③資源化の推進	49

④分別排出の徹底、資源化の促進等	49
⑤最終処分量の削減	49
⑥町民、事業者、行政との協働	50
⑦広域処理施設の整備促進	50
⑧ごみ処理経費の抑制	50
(5) ごみの適正な処理に関する基本的事項	51
①収集・運搬計画	51
②中間処理計画（再生利用含む）	51
③最終処分計画	52
(6) ごみ処理施設の整備に関する事項	52
(7) その他の施策	52
①二宮町地域環境推進員との連携	52
②事業者との連携	53
③二宮町が収集処理を行わない一般廃棄物への対応	53
④災害廃棄物対策	53
⑤不法投棄対策	53
⑥効率的・効果的なごみ処理システムの検討	53

第4章 生活排水処理基本計画 55

4-1 生活排水処理の現状	55
(1) 生活排水処理の変遷	55
(2) 生活排水処理体制	55
(3) 生活排水処理の流れ	55
4-2 生活排水処理の現況	56
(1) 生活排水処理形態別人口の実績	56
(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	57
(3) 収集・運搬の状況	58
①収集処理形態	58
②処理手数料	58
③収集・運搬の現況	58
(4) 中間処理の現況	59
(5) し尿処理費の現況	61
(6) 計画策定にあたっての検討事項	62
①既存施設及び既存計画との整合性の検討	62
②経済的要因の検討	62
③社会的要因の検討	62
④投資効果発現の迅速性の検討	62
⑤地域環境保全効果の検討	63
(7) 課題抽出	64
4-3 基本方針	65
4-4 生活排水処理基本計画	66

(1) 生活排水の処理主体	66
(2) 生活排水処理の人口及び処理量見込み	66
①生活排水処理形態別人口の予測	66
②し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測	67
(3) 生活排水処理の目標	67
(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	68
①収集・運搬計画	68
②中間処理計画	68
③最終処分計画	70
(5) その他	71
①町民への啓発	71
②排水に関する事項	72
③地域に関する諸計画との関係	75

第1章 計画概要

1-1 計画の趣旨

「一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定により、二宮町における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるもので、これまでの一般廃棄物処理事業の実体を把握し、今後の課題を整理することで、適正かつ合理的な一般廃棄物処理を円滑に推進し、町民等の快適な生活環境づくりに寄与するものとする。

二宮町のごみ処理行政においては、平成14年9月に「循環型社会に向けた町のごみ処理について」を策定後、平成18年3月に「一般廃棄物処理基本計画」、平成23年3月に「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」を策定し、平成24年3月には「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」を改訂しました。その後、平成29年3月に「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編・生活排水処理編）」を策定し、町内のごみ処理及び生活排水の基本的な方針を掲げ、各種施策を推進してきましたが、令和3年度で策定から5年が経過し、その間、関連計画である「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（以下「1市2町広域化計画」という。）」が令和3年3月に第二期へと改訂されたことから、1市2町広域化計画との整合を図ることで、継続して安全・安心かつ安定的なごみ処理を推進するため、本計画を改訂する。

1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理計画のうち、中・長期の計画的なごみ処理及び生活排水処理の推進を図るための基本方針を位置付けるものである。

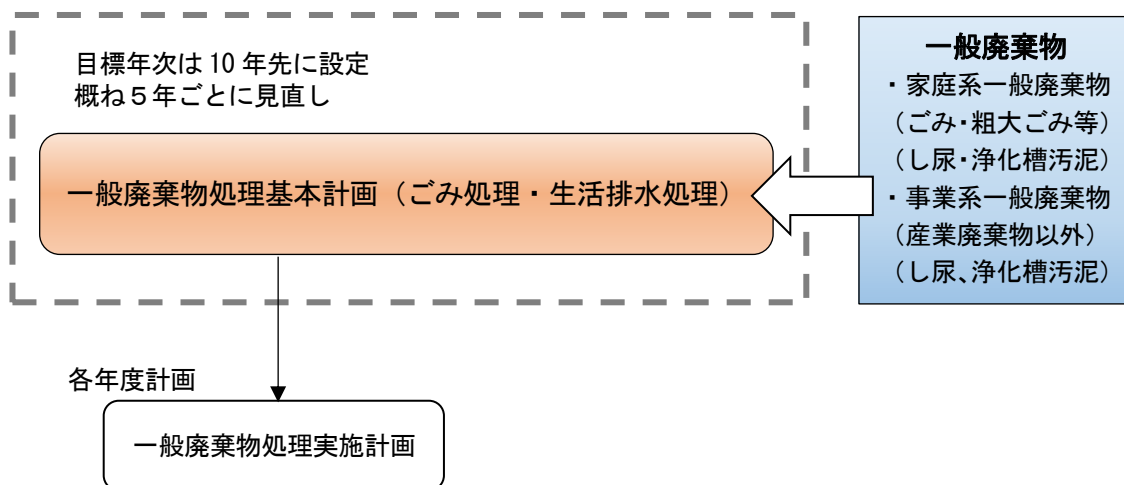


図1-2-1 一般廃棄物処理基本計画の構成

(1) 根拠法令

本計画は廃棄物処理法の規定により、二宮町における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものである。

廃棄物処理法において一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。具体的には、家庭から排出される廃棄物（可燃ごみ・粗大ごみ等、し尿・浄化槽汚泥）と、事業所等から排出される廃棄物のうち産業廃棄物（金属、樹脂類、燃え殻、汚泥、廃油等）を除いたものが該当する。

廃棄物処理法を含めた我が国の循環型社会形成を推進するための施策体系を以下のとおりである。

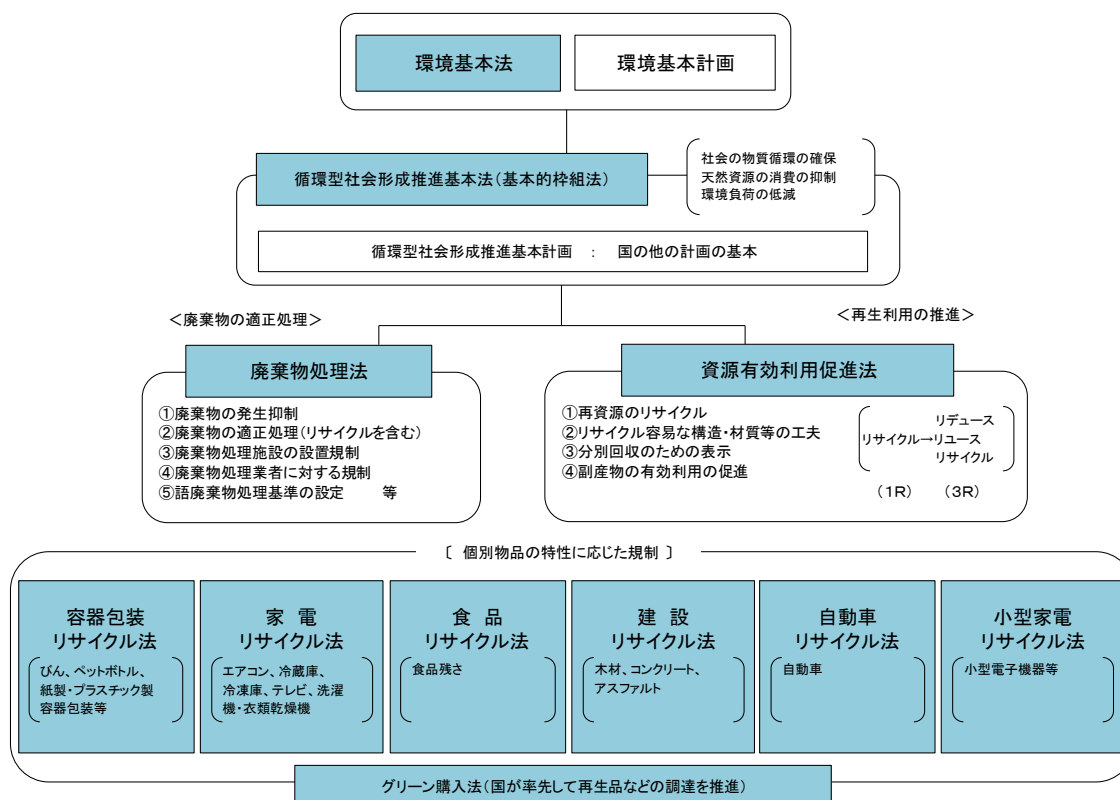


図 1-2-2 施策体系と根拠法令

このほか、二宮町では、町、町民及び事業者が一体となって、廃棄物の減量化・資源化、適正処理及び地域の清潔の保持を推進することにより、循環型社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とした「二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を制定している。

また、本計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」に基づいた内容としている。

(2) 関連計画

本計画は、中・長期の計画的なごみ処理及び生活排水処理の推進を図るための基本方針を位置付けるもので、上位計画にあたる「二宮町総合計画」及び「二宮町環境基本計画」に位置付けられた各種施策を実現・具体化するための計画として位置付ける。

また、平塚市・大磯町・二宮町の「1市2町広域化計画」や「循環型社会形成推進地域計画」等との整合を図る。

<上位計画>

- ・第5次二宮町総合計画（平成25年3月）
- ・二宮町第2次環境基本計画（平成24年3月）

<関連計画>

- ・神奈川県循環型社会づくり計画（平成29年3月）
- ・第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（令和3年3月）
- ・循環型社会形成推進地域計画（第三期計画）（令和3年3月）
- ・二宮町下水道アクションプラン（平成28年3月）
- ・酒匂川流域関連二宮公共下水道全体計画（令和2年3月）

※ここに表記するもののほか、平成29年3月に策定した当時は各計画の前計画等に関連している場合がある。

<下位計画>

- ・一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）
- ・分別収集計画（5か年計画）

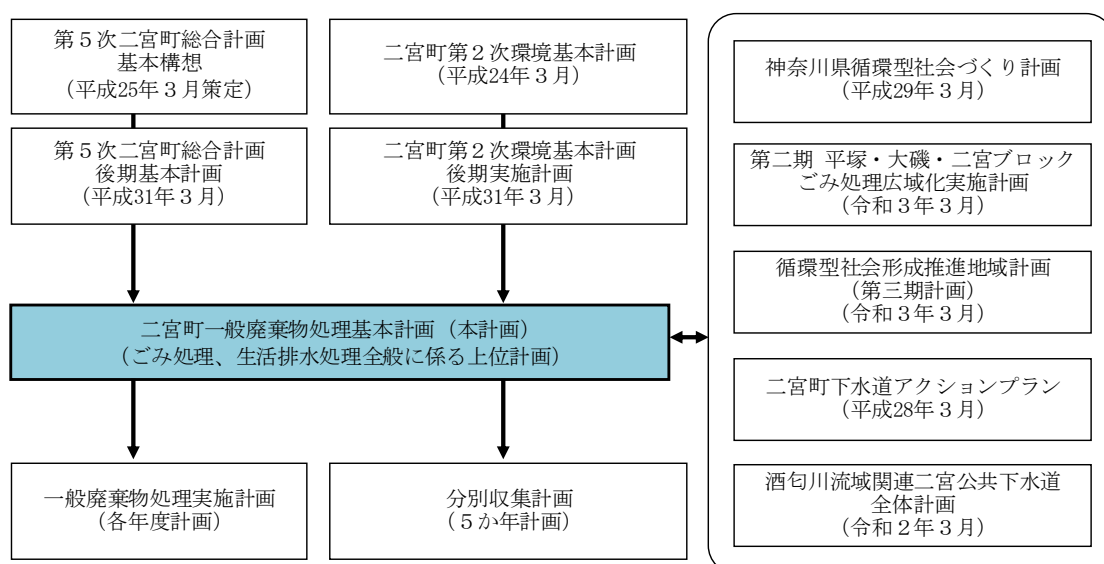


図 1-2-3 一般廃棄物処理基本計画の位置付けと関係性

(3) ごみ処理の広域的取組みの推進

①神奈川県ごみ処理広域化計画（平成10年3月）

ダイオキシン類の削減、ごみの減量化・資源化の推進による循環型社会の構築やごみの適正処理による環境負荷の軽減、さらには各市町村における廃棄物処理施設の用地確保の困難性、ごみ処理経費の増加等、現状におけるごみ処理問題に対応するため、平成10年3月に神奈川県が策定した。

県内を9ブロックに分け、平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町の3市2町は、「湘南西ブロック」として位置付けられ、県広域化計画の目標としては、それぞれのブロックにおいて平成19年度までにごみ処理広域化実施計画を策定することが掲げられた。

②湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査（平成17年3月）

ごみ処理広域化実施計画を策定するために、ごみ処理の様々な課題を抽出しながら、その解決方法を検討し、ごみ処理広域化の実現に向けての方向性を導くために行われた。その結果、湘南西ブロックにおける「広域化」は、収集に伴う財政面や環境面、緊急時のリスク面、利便性等の観点から、平塚・大磯・二宮ブロックと秦野・伊勢原ブロックの2ブロック体制で進めることとなった。

これを受けて、平塚市・大磯町・二宮町では、1市2町によるごみ処理広域化を実現すべく、平成18年2月22日に一般廃棄物処理に係る事務事業の効率化及び環境負荷の低減を図るため、相互に連携し、事務事業を広域的に推進していくことを目的に基本協定を締結した。しかしながら、具体的な検討を進める中で、二宮町は、平成18年9月に、1市2町のごみ処理広域化から脱退することを表明し、平成18年10月31日付けで基本協定が解除された。

③平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（平成24年3月）

※当初1市2町広域化計画

平塚市及び大磯町とのごみ処理広域化ブロックへの復帰に向けた協議を重ね、平成22年3月30日に平塚市・大磯町・二宮町で「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する覚書」を締結した。同年4月1日には、「1市2町ごみ処理広域化推進会議」を設置したことにより、改めて1市2町によるごみ処理広域化の実現に向けて具体的な施策や方向性を検討し、町民等からのご意見等を踏まえ、最終的な実施計画の策定を行った。

④改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（平成27年3月）

※③の改訂計画

平成24年度より「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づく各種施策を推進したが、ブロックにおける広域処理システム並びに施設整備計画に変更が生じたことから、一部を見直し計画を改訂した。

⑤第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（令和3年3月）

※④の改訂計画

平成24年度より各種施策を推進してきた「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」が令和2年度をもって計画期間を満了するため、令和3年度を初年度とする「第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定した。

1-3 計画目標年次

本計画は、概ね5年ごとに見直しするものとし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととしていることから、令和3年度で5年目を迎えるとともに、計画の前提となる1市2町広域化計画が第二期へと改訂されたことに伴い、1市2町広域化計画との整合を図るため、実態に即した見直しを実施する。

本計画の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間（計画目標年次を令和8年度に設定）とし、見直し後は令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

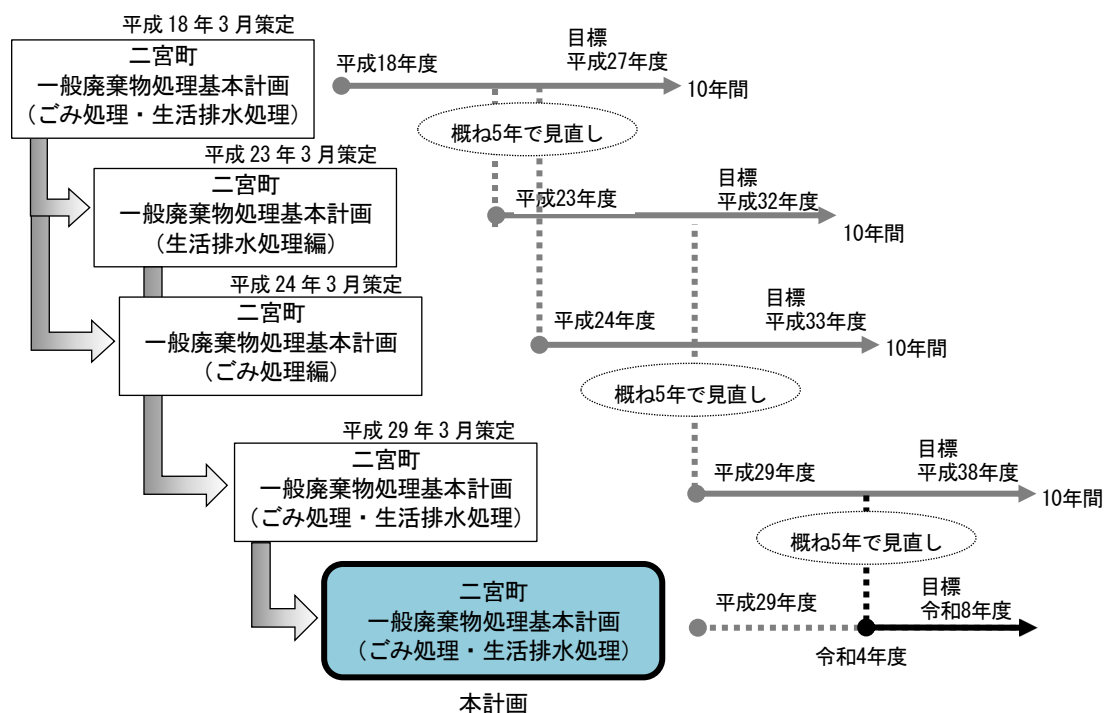


図 1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間

第2章 二宮町の概況等

2-1 二宮町の位置

二宮町は、神奈川県南西部、東京から約70kmの距離に位置し、東は大磯町、北は平塚市と中井町、西は小田原市と接し、南は三浦半島から真鶴岬まで弧を描く相模湾に面している。

二宮町の形状は、概ね三角形になっており、南部が広く北へ進むにつれて狭くなり、地形は外周部を取り巻く山間部と海岸線から中央部に連なる平野にほぼ二分されている。

地質的には峯岸山、秋葉山塊、砂丘地域、一部堆積地域からなっており、中央部を葛川が流れ浅い浸食谷をつくっている。町域は東西3.3km、南北3.8kmからなり、総面積9.08km²である。

交通網は、東西にわたって東海道本線、国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路（国道271号）、東海道新幹線、南北には県道秦野二宮線（県道71号）が走り、各々が町道に接している。

気候が温暖で首都圏に近いこともあって、都市近郊のベッドタウンとして発展をしてきた。

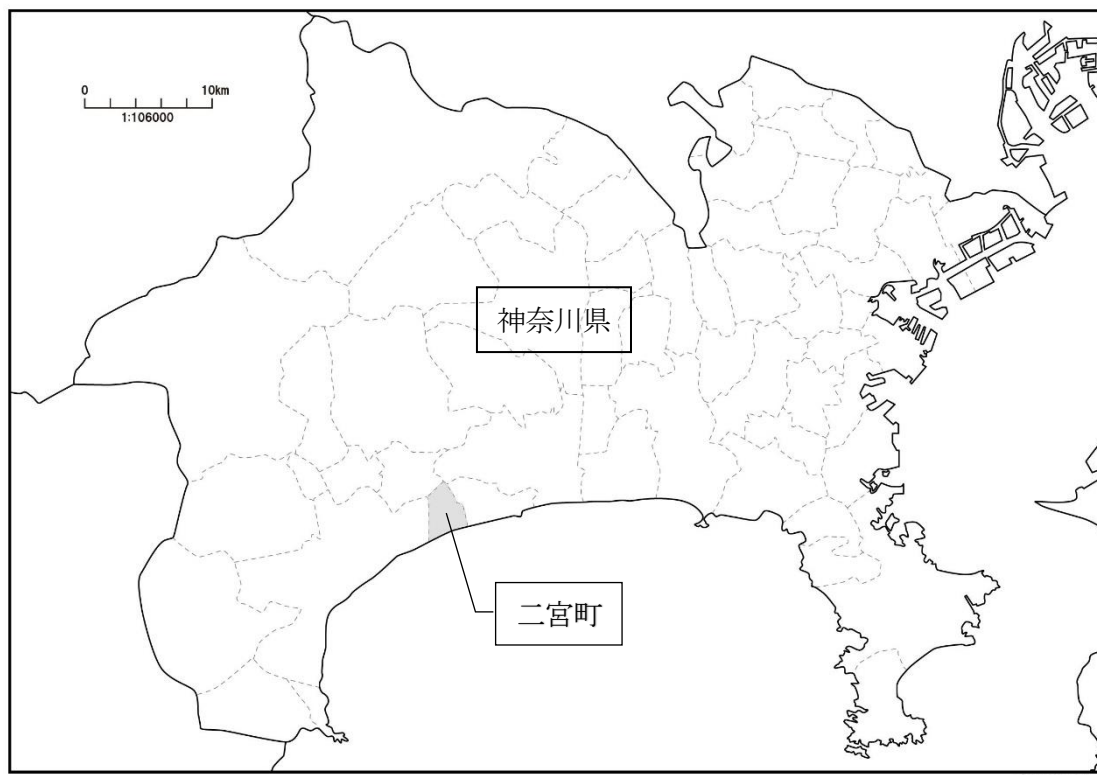


図2-1-1 二宮町の位置

2-2 気象の状況

二宮町は、温暖な気候であり、降水量は比較的多い地域にある。過去15年間の平均気温は16.9℃であり、年間降水量の平均は1,677.8mmである。

表 2-2-1 年間気象の推移

年次	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降水量 (mm)	平均風速 (m)
平成18年	18.3	33.5	-4.0	1,500.0	2.2
平成19年	18.3	35.4	-4.0	1,462.0	2.2
平成20年	18.0	36.2	-5.2	1,878.5	2.2
平成21年	18.0	35.0	-3.6	1,560.5	2.1
平成22年	18.2	35.4	-3.3	2,079.5	2.3
平成23年	18.1	36.9	-4.9	1,562.5	2.3
平成24年	15.7	35.0	-5.9	1,814.5	1.5
平成25年	16.1	35.8	-3.5	1,569.5	1.5
平成26年	15.6	36.6	-3.3	1,476.5	1.5
平成27年	16.1	36.0	-5.4	1,854.0	1.4
平成28年	16.3	35.5	-4.3	1,740.5	1.4
平成29年	15.6	36.6	-4.4	1,477.5	1.2
平成30年	16.7	35.9	-5.4	1,816.0	1.2
令和元年	16.4	36.0	-2.9	1,816.5	1.2
令和2年	16.6	36.0	-2.2	1,559.5	1.2
平均	16.9	—	—	1,677.8	1.7

出典：消防署資料

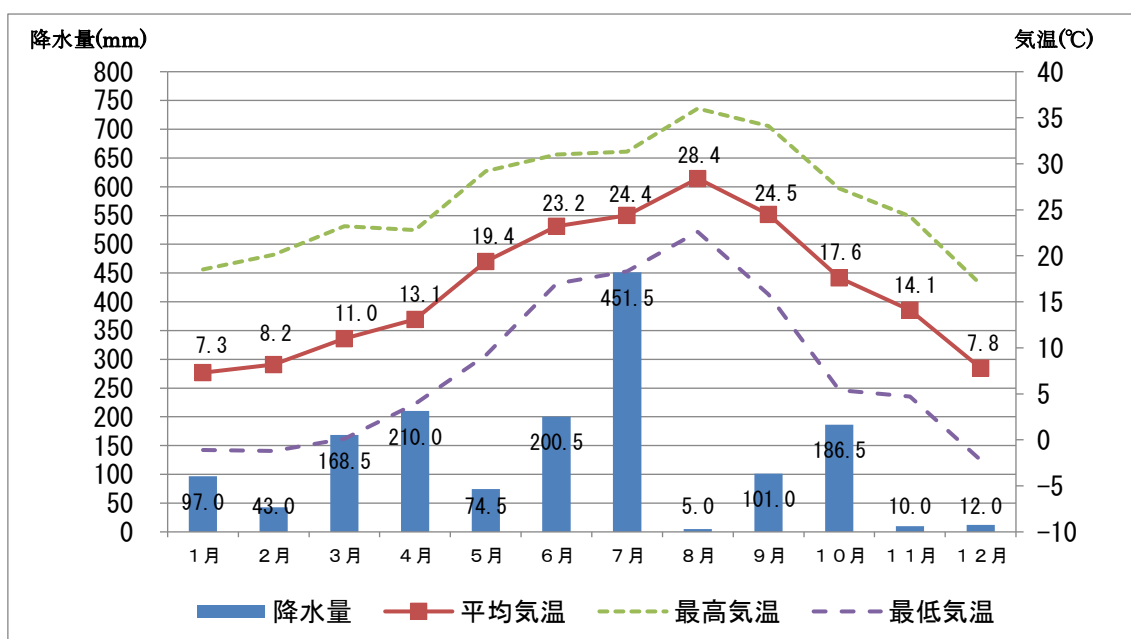


図 2-2-1 令和2年の気象観測結果

2-3 人口の動向

二宮町の人口は、平成18年から令和2年までの15年間で約8.3パーセント減少している。その反面で世帯数は約3.6パーセント増加しているため、世帯当たり人口は平成18年の2.70人から令和2年では2.39人に低下している。背景としては、単身世帯の増加や核家族化の進行等が考えられる。

表 2-3-1 人口・世帯数の推移

年次	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	世帯当たり人口 (人/世帯)
平成18年	11,086	29,971	14,529	15,442	2.70
平成19年	11,143	29,715	14,416	15,299	2.67
平成20年	11,192	29,585	14,345	15,240	2.64
平成21年	11,361	29,643	14,353	15,290	2.61
平成22年	11,338	29,522	14,333	15,189	2.60
平成23年	11,413	29,382	14,259	15,123	2.57
平成24年	11,486	29,305	14,224	15,081	2.55
平成25年	11,506	29,036	14,079	14,957	2.52
平成26年	11,507	28,767	13,907	14,860	2.50
平成27年	11,183	28,378	13,647	14,731	2.54
平成28年	11,292	28,244	13,577	14,667	2.50
平成29年	11,306	28,010	13,480	14,530	2.48
平成30年	11,381	27,919	13,450	14,469	2.45
令和元年	11,436	27,744	13,372	14,372	2.43
令和2年	11,487	27,483	13,272	14,211	2.39

出典:平成22年、平成27年のみ総務省「国勢調査結果」他年次:「神奈川県人口統計調査」

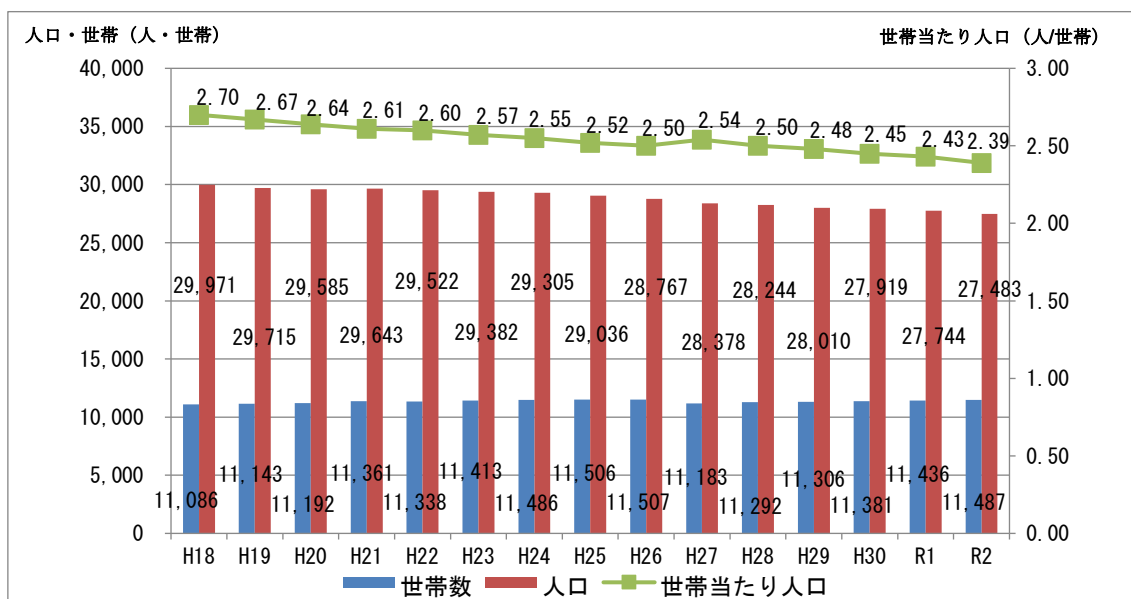


図 2-3-1 人口・世帯数の推移

2-4 産業の動向

(1) 産業別就業人口の推移

二宮町では、近年第一次・第二次産業就業者が目立って減少しており、それに伴い第三次産業就業者の割合が高くなってきている。

表 2-4-1 産業別就業者の推移※1

年次	第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)	その他 (人)	総数※2 (人)
昭和 60 年	364	4,804	7,739	15	12,922
平成 2 年	317	4,832	8,788	43	13,980
平成 7 年	324	4,851	9,865	77	15,117
平成 12 年	247	4,096	10,439	88	14,870
平成 17 年	264	3,312	10,321	206	14,103
平成 22 年	216	2,996	9,753	310	13,275
平成 27 年	205	2,827	9,369	413	12,814

※1 令和 2 年度国勢調査「就業状態等基本集計結果」の公表が令和 4 年 5 月予定のため、平成 27 年までのデータとなっています。

※2 総数には分類不能の産業を含む。

出典：総務省「国勢調査結果」

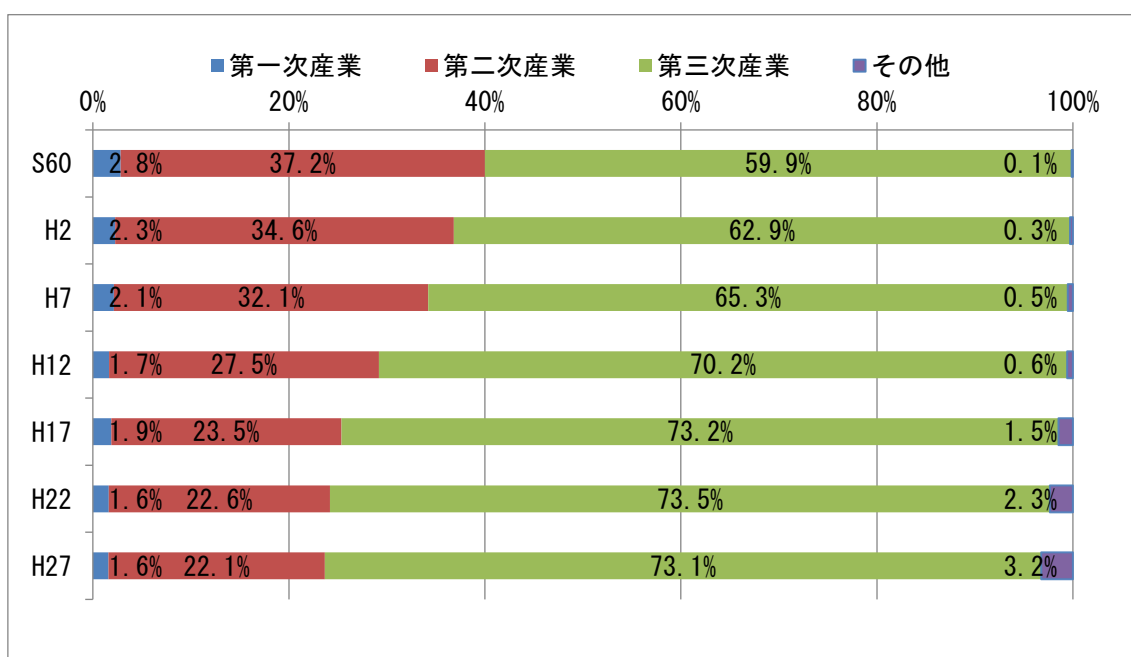


図 2-4-1 産業別就業者数の推移

(2) 農 業

二宮町の農業特産品としては、「湘南みかん」をはじめとするかんきつ類、落花生、しいたけ等があげられる。令和元年の農業産出額をみると、耕種農業によるものうち、多くを野菜や果実が占めている。

なお、畜産農業の内訳は、乳用牛のみである。

表 2-4-2 農業産出額の内訳(主要なもの)

農業産出額 合計	21 千万円
耕種農業 計	17 千万円
いも類	1 千万円
野菜	7 千万円
果実	8 千万円
その他作物	1 千万円
畜産農業 計	4 千万円
乳用牛	4 千万円

※令和2年度生産業所得統計結果が公表されていないため、令和元年度までのデータとなっています。

出典:農林水産省「令和元年生産農業所得統計」

営農環境をみると、総農家数・就業人口・経営耕地面積は年々減少していることがわかる。特に、経営耕地面積は減少が著しく、平成2年から平成27年の間でほぼ半減している。

表 2-4-3 農業の動向

年次	総農家数 (戸)	就業人口 (人)	経営耕地面積 (a)
平成2年	219	316	11,124
平成7年	201	192	10,107
平成12年	194	255	7,553
平成17年	190	210	6,314
平成22年	190	170	5,609
平成27年	177	136	5,900

※令和2年「農林業センサス」の公表が令和3年12月予定のため、平成27年までのデータとなっています。

出典:農林水産省「農林業センサス」「世界農林業センサス」

(3) 工業

二宮町における工業の事業所数（従業者4人以上）は、平成21年以降年々減少し続け、平成30年には20箇所となっている。また、従業者数も平成30年までに284人と減り続けているものの、製造品出荷額等は、平成26年度と同水準を保っている。

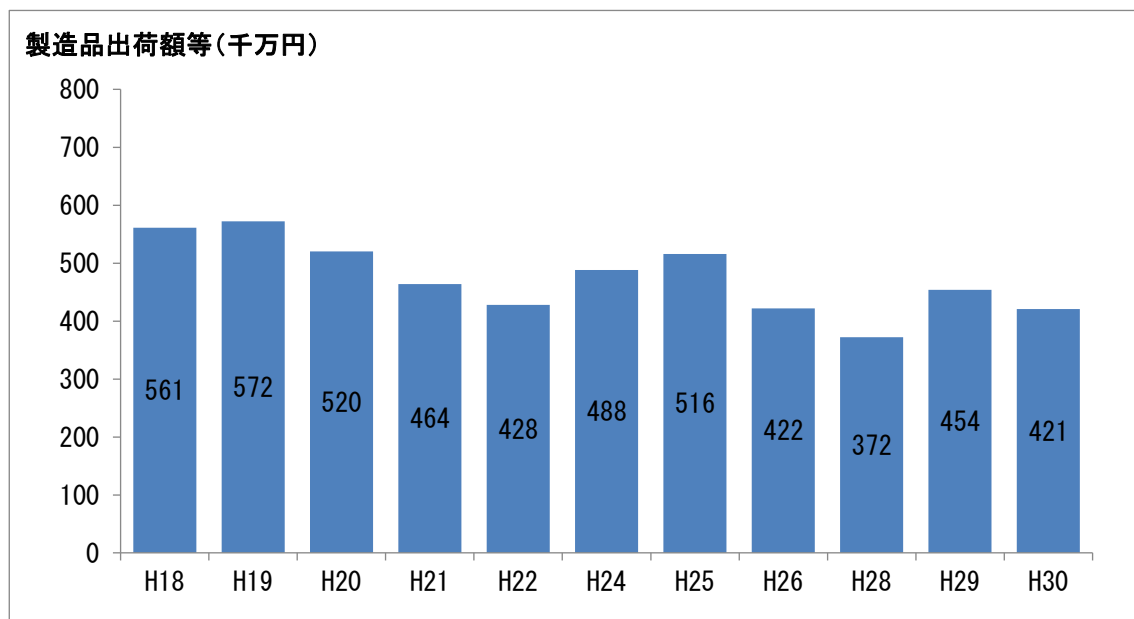
表 2-4-4 工業の動向

年次	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (千万円)
平成18年	37	465	561
平成19年	37	450	572
平成20年	37	411	520
平成21年	37	421	464
平成22年	36	410	428
平成24年	33	421	488
平成25年	29	402	516
平成26年	29	365	422
平成28年	23	287	372
平成29年	21	319	454
平成30年	20	284	421

※平成23年度及び平成27年度は工業統計調査を実施していません。

※令和元年度の工業統計調査結果が公表されていないため、平成30年度までのデータとなっています。

出典：経済産業省「工業統計調査」



※平成23年度及び平成27年度は工業統計調査を実施していません。

図 2-4-2 製造品出荷額の推移

(4) 商業

過去5回（平成9年～平成19年の間）の商業統計調査及び3回（平成24年～平成28年）の経済センサスによると、二宮町の事業所数と従業者数はともに減少しているものの、年間販売額（卸売業・小売業含む）は、平成16年度以降、横ばいとなっている。

二宮町の商業は、JR 二宮駅周辺や県道秦野二宮線を中心に商店立地がみられるが、他の地域には小規模店が点在している程度で、店舗の減少も進みつつある。

表 2-4-5 商業の動向

年次	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (千万円)
平成9年	332	1,922	2,985
平成11年	327	1,925	2,796
平成14年	310	1,885	2,442
平成16年	302	1,756	2,142
平成19年	276	1,728	2,242
平成24年	249	1,535	1,976
平成26年	236	1,519	1,992
平成28年	218	1,477	2,147

出典：平成9年～平成19年 経済産業省「商業統計調査」
平成24年～平成28年 総務省「経済センサス」

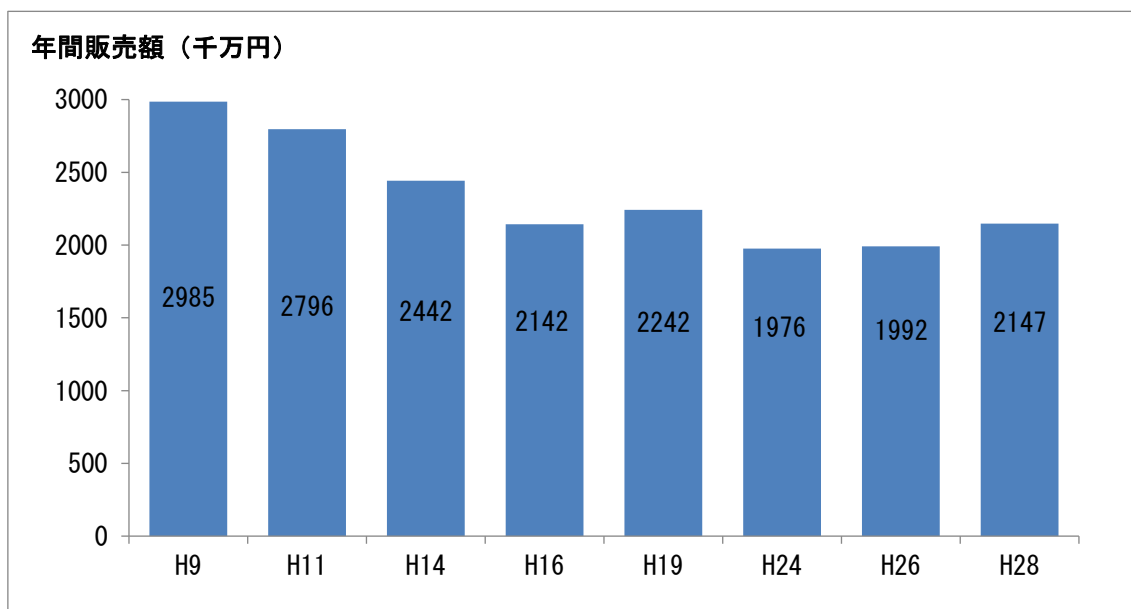


図 2-4-3 年間販売額の推移

2-5 土地利用状況

(1) 土地利用面積

二宮町は9.08 km²の面積を有し、令和2年の構成では約32パーセントを宅地が占めており、田・畑は約20パーセント、山林が約17パーセントを占めている。近年、この構成比に大きな変化はみられない。

表 2-5-1 土地利用面積

(単位:km²)

年次	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成19年	9.08	0.15	1.78	2.79	1.52	0.96	1.88
平成20年	9.08	0.14	1.78	2.81	1.51	0.96	1.88
平成21年	9.08	0.14	1.76	2.81	1.56	0.93	1.88
平成22年	9.08	0.14	1.76	2.82	1.56	0.93	1.87
平成23年	9.08	0.14	1.76	2.82	1.56	0.94	1.86
平成24年	9.08	0.14	1.75	2.84	1.55	0.93	1.87
平成25年	9.08	0.14	1.75	2.84	1.55	0.94	1.86
平成26年	9.08	0.14	1.74	2.85	1.55	0.94	1.86
平成27年	9.08	0.14	1.73	2.85	1.54	0.99	1.83
平成28年	9.08	0.14	1.73	2.86	1.54	0.98	1.83
平成29年	9.08	0.13	1.73	2.85	1.54	1.00	1.83
平成30年	9.08	0.14	1.72	2.86	1.54	0.99	1.83
令和元年	9.08	0.14	1.72	2.87	1.54	0.98	1.83
令和2年	9.08	0.14	1.72	2.87	1.54	0.98	1.83
構成比	100.0%	1.5%	18.9%	31.6%	17.0%	10.8%	20.2%

出典：二宮町統計書

(2) 市街地

二宮町では行政区域全域が都市計画区域であり、市街化区域・市街化調整区域が約半分ずつとなっている。

表 2-5-2 用途別土地利用面積

区分	面積(ha)	構成比(%)
市街化区域	434	47.8
市街化調整区域	474	52.2
合計	908	100.0

表 2-5-3 用途別土地利用面積

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
第 1 種低層住居専用地域	134.6	31.0
第 1 種中高層住居専用地域	110.0	25.3
第 2 種中高層住居専用地域	1.5	0.3
第 1 種住居地域	152.0	35.0
第 2 種住居地域	3.5	0.8
近隣商業地域	24.0	5.5
準工業地域	2.4	0.6
工業専用地域	6.1	1.4
合計	434.1	100.0

出典：二宮町統計書(令和 2 年 4 月 1 日現在)

2-6 総合計画等との関係

「第5次二宮町総合計画（平成25年3月）」の基本構想に位置付けられた土地利用の構想は以下のとおりである。

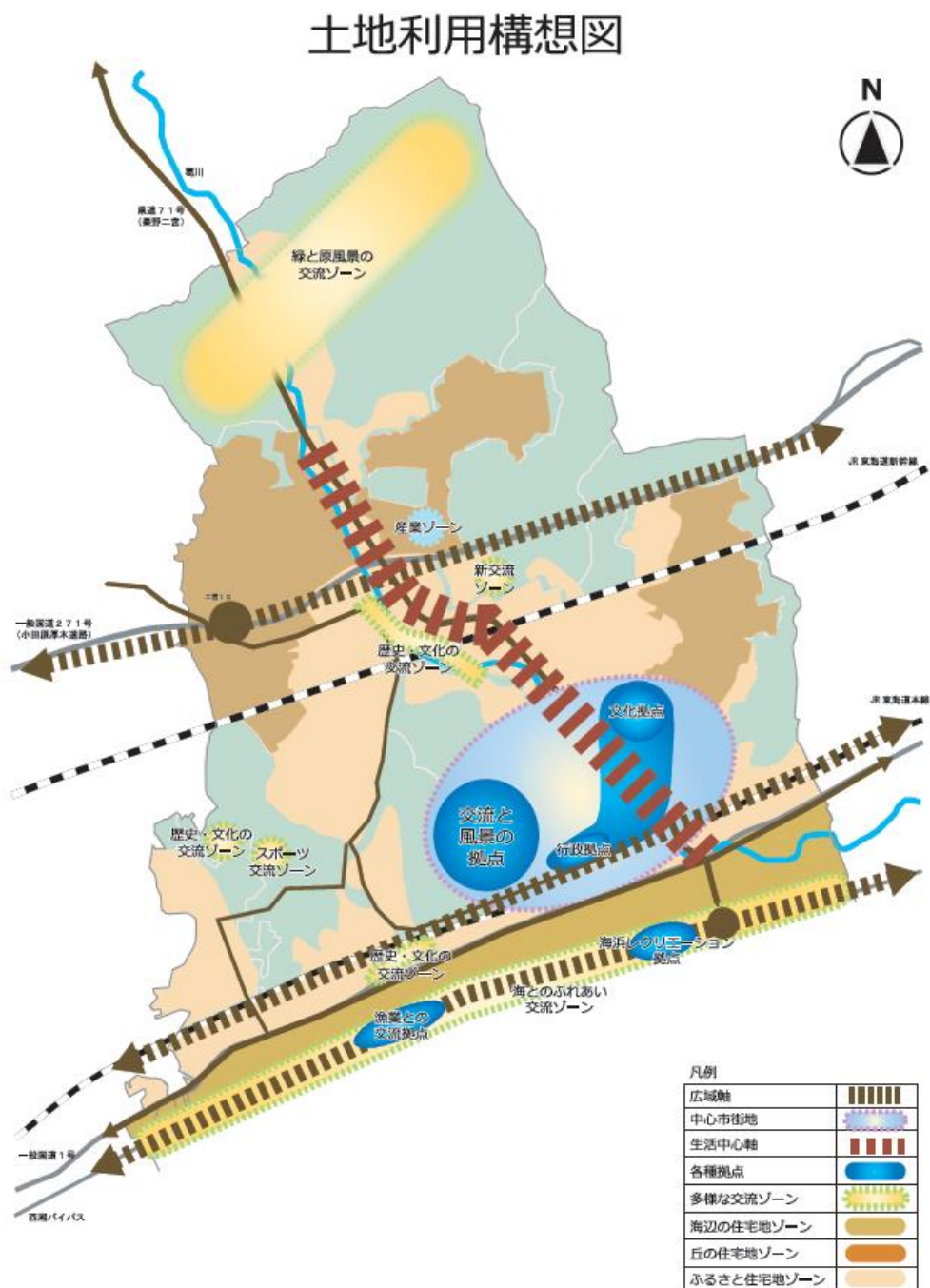


図 2-6-1 二宮町の土地利用構想

第3章 ごみ処理基本計画

3-1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

二宮町におけるごみ処理行政に関する主な取組みの経緯は以下のとおりである。

表 3-1-1 ごみ処理行政に関する主な取組みの経緯

昭和 63 年 4 月	生ごみ堆肥化容器のモニター制度の導入
平成 3 年 7 月	二宮町リサイクル対策協議会の設置(平成 19 年 4 月廃止)
平成 3 年 9 月	廃食用油リサイクルの実施
平成 5 年 12 月	「二宮町廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」の制定
平成 6 年 4 月	分別収集の開始 【可燃性資源ごみ】古紙布類(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、布類) 【不燃性資源ごみ】金属類、空き缶、無色透明ビン、茶ビン
平成 6 年 7 月	地域環境指導員の設置(平成 11 年 3 月廃止)
平成 8 年 2 月	リサイクル情報板の設置
平成 8 年 7 月	樹脂類の分別収集(ペットボトル、トレー、発砲スチロール、その他樹脂)
平成 9 年 2 月	指定ごみ袋製の導入
平成 9 年 4 月	生ごみ堆肥化容器補助金制度の導入
平成 10 年 10 月	資源ごみ回収 BOX の設置(町内拠点回収)
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法の施行(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機) 平成 16 年 4 月に電気冷凍庫追加 平成 21 年 4 月に液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機追加
平成 13 年 10 月	指定ごみ袋について、処理費の一部を徴収し、販売収入はじん芥焼却場整備基金に積立て
平成 15 年 5 月	生ごみ堆肥化容器補助金制度の補助率等を変更
平成 16 年 2 月	ごみ収集方法等の変更(毎日出るごみの収集回数:週 3 回→2 回)
平成 18 年 2 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定 締結(ごみ処理広域化)
平成 18 年 9 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定 解除(ごみ処理広域化)
平成 18 年 11 月	大型生ごみ処理機の設置第 1 号(集合住宅へ)
平成 19 年 4 月	ビン・ガラス類を空きビンとガラス類(その他)に分別変更 9 分類 21 品目に分別
平成 19 年 8 月	二宮町ごみ減量化推進協議会の設置
平成 19 年 9 月	ごみ減量化『緊急宣言』目標「可燃ごみ 50%削減」
平成 20 年 4 月	剪定枝の資源化(堆肥化処理)開始
平成 20 年 5 月	二宮町地域環境推進員の設置
平成 20 年 7 月～9 月	「可燃ごみの削減」地域説明会の開催
平成 20 年 10 月	持込処理手数料の改定(家庭系ごみ 55 円/10kg、事業系ごみ 250 円/10kg)
平成 21 年 6 月	剪定枝月 2 回収集を 4 回に変更、草・落ち葉も資源対象に拡大する(9 分類 22 品目)
平成 21 年 10 月	事業系指定ごみ袋の導入(20 枚入り:20L800 円、45L1,800 円)
平成 21 年 11 月	生分解性水切りネット(30 枚入り)を全世帯へ配布
平成 22 年 3 月	生分解性水切りネット(30 枚入り)を全世帯へ配布
平成 22 年 3 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する覚書締結(ごみ処理広域化)
平成 22 年 8 月～2 月	指定ごみ袋 1 パックにつき水切りネット 1 袋(10 枚入り)を無料配布開始
平成 23 年 6 月～11 月	指定ごみ袋 1 パックにつき水切りネット 1 袋(10 枚入り)を無料配布開始
平成 24 年 3 月	一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定締結(ごみ処理広域化・復帰) 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を策定
平成 24 年 10 月	廃食用油の分別収集開始
平成 25 年 2 月	ごみ焼却施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結(平塚市)
平成 25 年 6 月～9 月	「水分ひとしぼり・ごみ減量化」地域説明会の開催
平成 25 年 10 月	平塚市環境事業センター(315t/日)運営開始
平成 26 年 2 月	剪定枝資源化施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結(平塚市)



	剪定枝資源化施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結（大磯町）
平成26年6月～9月	第1回「ごみの分別・収集日が変わる」地域説明会の開催
平成27年1月～3月	第2回「ごみの分別・収集日が変わる」地域説明会の開催
平成27年3月	改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を策定
平成27年4月	平塚市、大磯町とのごみ処理広域化により分別収集区分を変更（15区分）
	資源物の処理に関する事務の事務委託に関する協定書締結（平塚市）
	平塚市リサイクルプラザへの搬入開始【ビン、空き缶類】
	不燃ごみ及び粗大ごみの処理に関する事務の事務委託に関する協定書締結（平塚市）
	平塚市粗大ごみ破碎処理場への搬入開始【破碎ごみ】
	戸別収集（有料）を開始
平成27年10月	二宮町ウッドチップセンター（12t/日）運営開始
	二宮町ウッドチップセンターへの搬入開始【剪定枝】
平成28年2月	リサイクルセンターの整備運営に関する事務の事務委託に関する協定書締結（大磯町）
平成28年4月	平塚市環境事業センターへの搬入開始【可燃ごみ、寝具類】
平成30年4月	大磯町リサイクルセンターへの搬入開始【容器包装プラスチック・ペットボトル】
令和元年11月	「し尿等下水道投入施設」の稼働開始
令和3年3月	第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を策定

(2) 分別収集区分

二宮町におけるごみ分別収集区分については以下のとおりである。

なお、平塚市、大磯町とのごみ処理広域化により平成27年4月から変更している。

表 3-1-2 ごみ分別収集区分

区 分	種 類	収集頻度	
可燃ごみ	生ごみ、草、落ち葉、履物、紙おむつ、ゴム・皮革製品、使い切りカイロ、プラマークのないやわらかいプラスチック製品、ビデオ・カセットテープ、30cm以下のサイズのぬいぐるみ・クッションなど	週2回	
廃食用油	食用油（サラダ油、オリーブ油、ごま油、菜種油、紅花油など）	週2回	
剪定枝	庭木を自分で剪定した際に出る、長さ80cm、太さ10cm以下の枝	週1回	
容器包装プラスチック	 プラマークのあるもので汚れていないもの トレー・パック・カップ類、シャンプー容器、袋・フィルム類、発泡スチロール箱、ペットボトルのキャップとラベルなど	週1回	
ペットボトル	 PETマークのあるボトル 清涼飲料・しょう油・酒類・みりんなどが入っていたペットボトル	月2回	
古紙類	新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・雑紙	新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・雑紙、シュレッダーくず	月2回
	段ボール、紙パック	段ボール、飲料用紙パック（内側が白いもの）	月2回
布類	布類（古着、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど）	月2回	
ビン	飲料・調味料・薬・化粧品のビン	月2回	
空き缶類	飲料缶、缶詰の缶、スプレー缶、カセットコンロのボンベ	月2回	
破碎ごみ	プラマークのない硬いプラスチック製品（おもちゃ、バケツ、CDなど） 一人で持ち運ぶことができる家具（1m以下のタンス、本棚、机、椅子など） いろいろな素材の混合物（傘、かばん、ギター、スーツケース、メガネなど） 割れたビン、耐熱性ガラスビン、ブラインド、すだれ・よしず、ガラス・陶器製品など	月2回	
金属	やかん、鍋、お菓子の缶、物干し竿、ビン・缶のふた、包丁、針金ハンガー、スプーン、フォーク、自転車など	月1回	
寝具類	ふとん、ござ、カーペット、座布団、30cmより大きなぬいぐるみ、クッションなど、スプリングの無いベッドマット・マットレス、電気カーペット、電気毛布など	月1回	
家電類	電子レンジ、プリンター、カメラ、扇風機、電気ストーブ、ファンヒーター、電気ポット、コードリール、電卓、パソコンのキーボード・マウスなど	月1回	
有害ごみ	電池、水銀体温計・温度計、ライター	月1回	
蛍光管類	蛍光管、電球	月1回	

(3) ごみ処理体制

ごみの処理及び施設の設置主体は二宮町であるが、収集・運搬や中間処理施設の運営・管理を民間事業者委託している。

表 3-1-3 ごみ処理体制

区分	施設	処理・設置主体	運営・管理
収集・運搬	—	二宮町	民間
	ごみ積替施設	二宮町	民間
中間処理	し尿等下水道投入施設 (旧し尿処理施設)	二宮町	民間
	剪定枝資源化施設	二宮町	民間

(4) 現有施設の状況

◎焼却施設 (平成 19 年 10 月全炉廃止)

◎し尿処理施設 (令和元年 10 月稼働停止)

施設名称：二宮町環境衛生センター桜美園し尿処理場

所在地：二宮町中里 207-1

処理能力：50 キロリットル／日

(内訳 生し尿 40 キロリットル／日、浄化槽汚泥 10 キロリットル／日)

処理方式：好気性消化+活性汚泥法+高度処理

建築面積：1,553 平方メートル (処理棟、管理室含む)

◎最終処分場 (平成 19 年 4 月以降 埋立実績無し)

施設名称：二宮町環境衛生センター桜美園一般廃棄物最終処分場

所在地：二宮町中里 207-1

埋立物：焼却灰、不燃ごみ

全体容量：15,800 平方メートル

◎ごみ積替施設 (平成 23 年 10 月稼働開始)

施設名称：二宮町ごみ積替施設

所在地：二宮町二宮 1670-1

積替能力等：7 トン／時 (段差ホッパー式)

建築面積：686.51 平方メートル (2 階建て)

◎剪定枝資源化施設 (平成 27 年 10 月稼働開始)

施設名称：二宮町ウッドチップセンター

所在地：二宮町緑が丘 1-12-2

処理方式：破碎処理 (チップ化)

処理能力：12 トン／日

敷地面積：3,239.86 平方メートル

◎**下水道投入施設**（令和元年 11 月稼働開始）

施設名称：二宮町環境衛生センター桜美園し尿等下水道投入施設

所在地：二宮町中里 207-1

処理能力：25 キロリットル／日

処理方式：直接脱水＋希釈下水放流方式

建築面積：1,553 平方メートル（処理棟、管理室含む）

(5) ごみ処理の流れ

可燃ごみ、寝具類（可燃性粗大ごみ）は、平塚市環境事業センターに搬入して焼却処理し、中間処理後の炉下金属や焼却灰は資源化している。

なお、可燃ごみについては二宮町ごみ積替施設を経由して運搬している。

破碎ごみは、平塚市粗大ごみ破碎処理場に搬入して破碎処理し、中間処理後の金属は資源化しており、剪定枝は、二宮町ウッドチップセンターに搬入して破碎処理し、中間処理後の木質チップ等は、発電燃料や堆肥原料として資源化している。また、容器包装プラスチック・ペットボトルは大磯町リサイクルセンターに、ビン・空き缶類は平塚市リサイクルプラザに搬入して選別・圧縮処理した後に資源化している。

なお、中間処理した際に生じた残渣のうち、可燃残渣は平塚市環境事業センターで焼却処理、不燃残渣は平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

金属、家電類、新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、布類、廃食用油は、資源化事業者に搬入して資源化している。

有害ごみ・蛍光管類は、民間事業者へ委託し、適正な処理を行っている。



図 3-1-1 二宮町のごみ処理の流れ

3-2 ごみ処理の現況

(1) ごみ発生量の実績及びその性状

①ごみ排出量の実績

ア. 総排出量の実績

総排出量は、平成27年度に戸別収集を導入したことや事業系ごみの増などにより増加したものの、「表3-2-1」・「図3-2-1」に示すとおり、全体的に減少傾向にあることから、町民・事業者の方々によるごみ減量化の取り組みが徐々に成果として表れていることがわかる。

表 3-2-1 ごみ排出量の実績（総排出量）

ごみ区分	単位:t/年								
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
可燃ごみ	5,154	5,199	5,135	5,033	5,037	5,392	5,450	5,379	5,332
不燃ごみ	73	81	78	72	71	524	455	455	465
資源ごみ	3,500	3,482	3,434	3,274	3,159	2,786	2,675	2,635	2,583
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	332	368	416	399	415	99	95	97	94
その他のごみ(有害ごみ)	8	9	8	8	13	8	11	9	10
合計	9,067	9,139	9,071	8,786	8,695	8,809	8,686	8,575	8,484

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

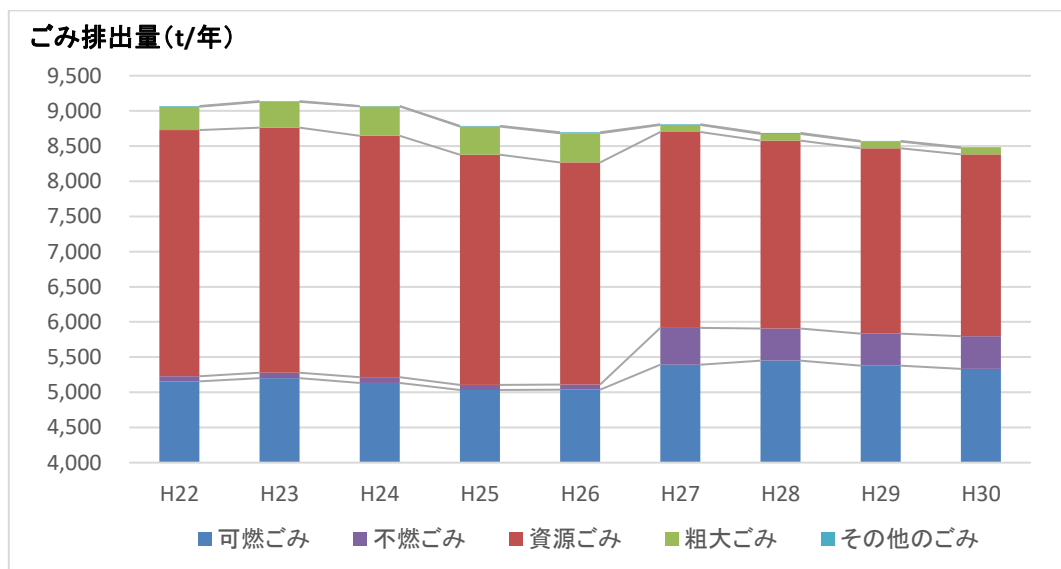


図 3-2-1 ごみ排出量の推移（総排出量）

イ. 家庭系ごみ排出量の実績

家庭系ごみ排出量は、総排出量（H30：8,484トン）のうち90パーセント以上を占めており、平成30年度実績値と現計画の計画値との比較では、全体で約0.5パーセント（40トン）減少する結果となった。

平成27年度に行った分別収集区分の変更等の影響を受け、資源ごみの草葉類が可燃ごみに変わり、資源ごみの樹脂類（一部分）が不燃ごみに、粗大ごみの家具類が不燃ごみ等に変更することとなったため、内訳としては、不燃ごみが約77.8パーセント（203トン）増加し、資源ごみが約1.3パーセント（34トン）減少、粗大ごみは約70.9パーセント（229トン）減少した。

なお、「表3-2-2」に示すとおり、平成28年度からはほとんどの区分が減少傾向にあることから、町民の方々によるごみ減量化の取り組みが徐々に成果として表れていることがわかる。

表3-2-2 ごみ排出量の実績（家庭系ごみ排出量）

ごみ区分	単位:t/年										増減
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30(計画値)	
可燃ごみ	4,602	4,642	4,527	4,404	4,394	4,704	4,732	4,636	4,589	4,572	0.4%
不燃ごみ	73	81	78	72	71	518	454	454	464	261	77.8%
資源ごみ	3,474	3,451	3,404	3,254	3,146	2,739	2,603	2,528	2,491	2,525	-1.3%
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	325	356	397	388	394	99	95	97	94	323	-70.9%
その他のごみ(有害ごみ)	8	9	8	8	13	8	11	9	10	7	42.9%
合計	8,482	8,539	8,414	8,126	8,018	8,068	7,895	7,724	7,648	7,688	-0.5%

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

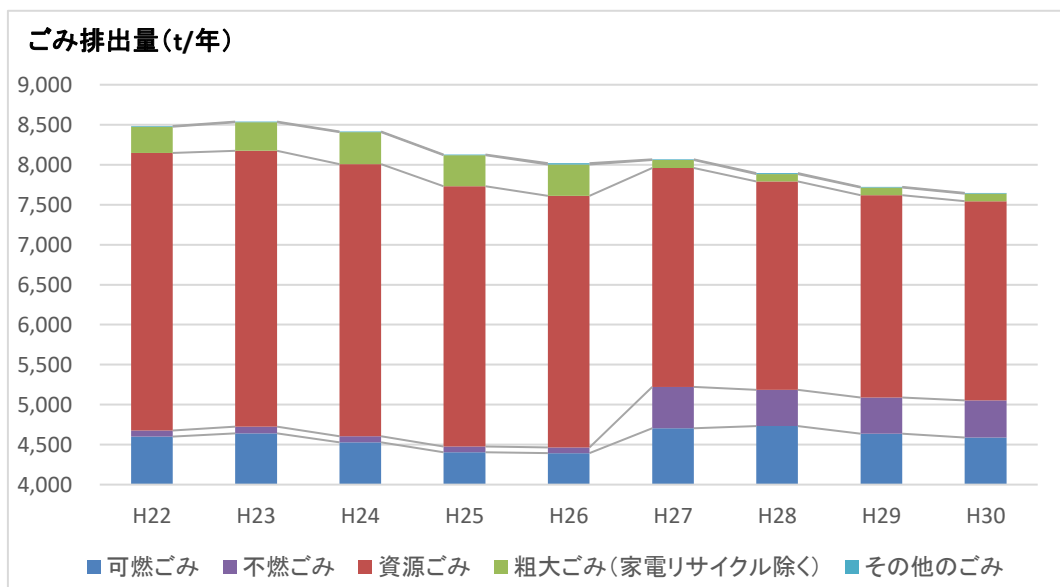


図3-2-2 ごみ排出量の推移（家庭系ごみ排出量）

ウ. 事業系ごみ排出量の実績

事業系ごみ排出量は、景気の動向や大型店舗の出店等に左右されることがあり、平成29年度まで増加傾向にある。

表 3-2-3 ごみ排出量の実績（事業系ごみ排出量）

単位:t/年

ごみ区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
可燃ごみ	552	557	608	629	643	688	718	743	743
不燃ごみ	0	0	0	0	0	6	1	1	1
資源ごみ	26	31	30	20	13	47	72	107	92
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	7	12	19	11	21	0	0	0	0
その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	585	600	657	660	677	741	791	851	836

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

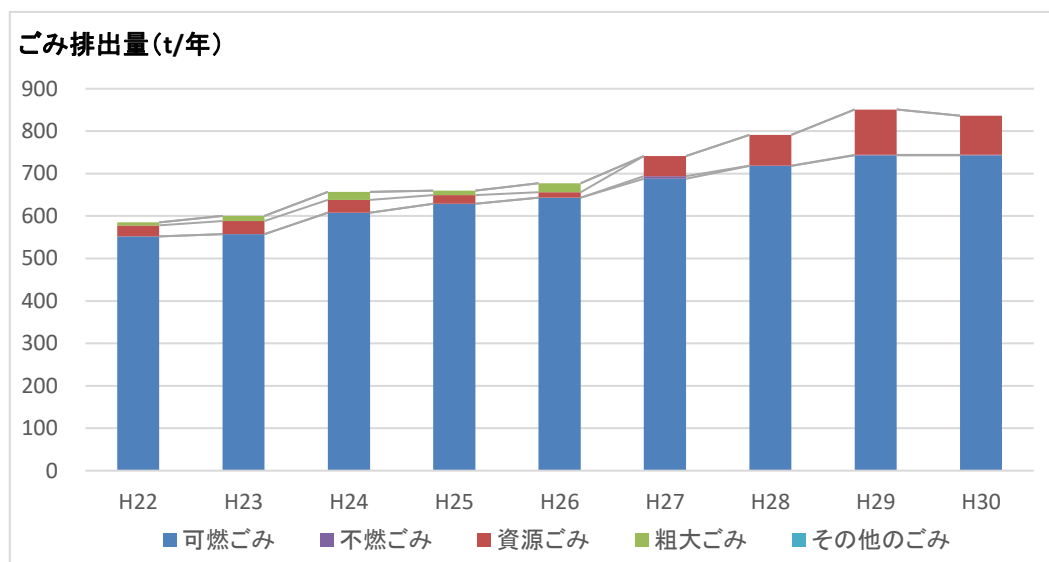


図 3-2-3 ごみ排出量の推移（事業系ごみ排出量）

② 1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の実績

原単位とは、年間排出量を年間日数で除した1日当たりの排出量を、さらにその年度の人口で除した数値であり、1人が1日当たりに排出する量を表します。

ア. 1人1日当たりのごみ排出量（総排出量）

1人1日当たりのごみ排出量は、平成27年度に一時的に増加したものの、平成28年度からは減少傾向にあることから、町民・事業者の方々によるごみ減量化の取り組みが徐々に成果として表れていることがわかる。

表3-2-4 1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の実績（総排出量）

ごみ区分	単位:g/人・日									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
可燃ごみ	478	483	480	475	480	519	529	526	523	
不燃ごみ	7	8	7	7	7	50	44	45	46	
資源ごみ	324	324	321	309	301	268	259	258	253	
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	31	34	39	38	40	10	9	9	9	
その他のごみ(有害ごみ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計	841	850	848	829	828	848	843	839	833	

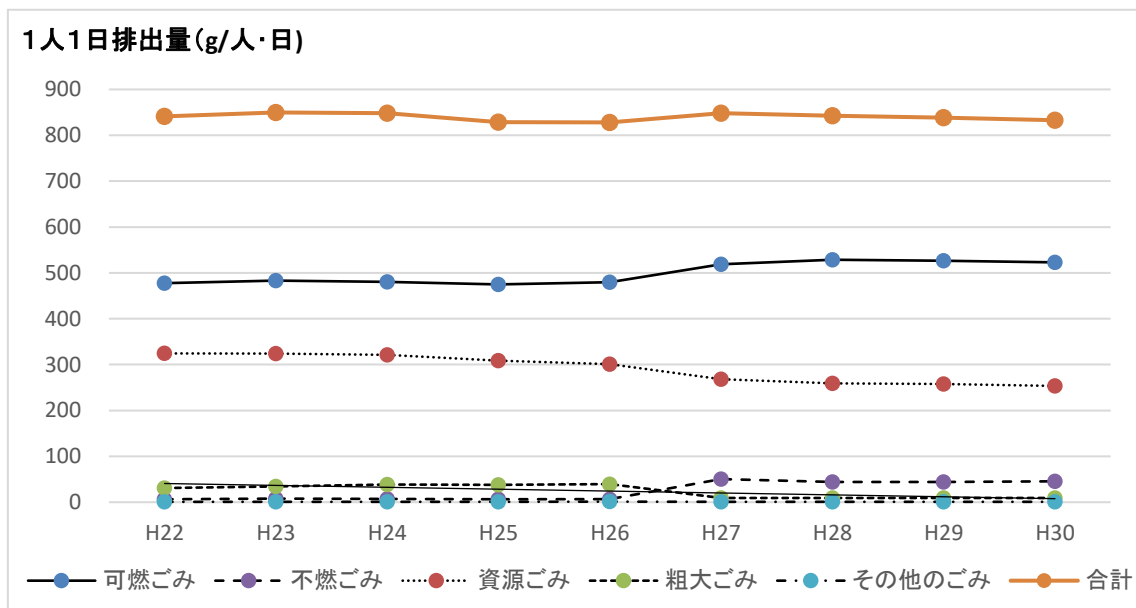


図 3-2-4 1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移（総排出量）

イ. 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ排出量）

1人1日当たりのごみ排出量は、平成27年度に戸別収集を導入したことなどにより増加したものの、平成28年度からは減少傾向にあることから、町民の方々によるごみ減量化の取り組みが徐々に成果として表れていることがわかる。

表 3-2-5 1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の実績（家庭系ごみ排出量）

ごみ区分	単位:g/人・日									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
可燃ごみ	427	432	423	416	418	453	459	453	450	
不燃ごみ	7	8	7	7	7	50	44	44	46	
資源ごみ	322	321	318	307	300	264	252	247	244	
粗大ごみ(家電リサイクル除く)	30	33	37	37	38	10	9	9	9	
その他のごみ(有害ごみ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計	786	794	787	767	764	777	766	756	751	

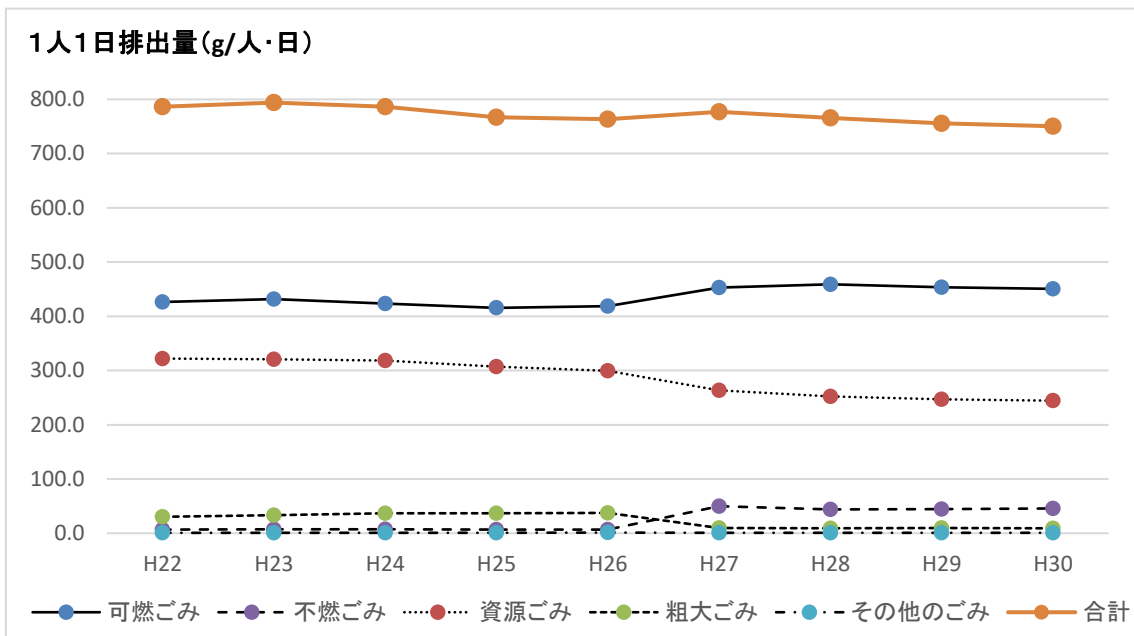


図 3-2-5 1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移（家庭系ごみ排出量）

③処理・処分形態

現在、二宮町のごみ処理については、ごみ総排出量の約 80 パーセント（可燃ごみ、破碎ごみ（不燃ごみ）、ビン・空き缶類、容器包装プラスチック、ペットボトル等）が 1 市 2 町による広域ごみ処理となっており、残りの約 20 パーセント（金属類、新聞・雑誌、段ボール、紙パック、小型家電、蛍光灯、廃食用油等）を民間事業者に委託して処理している。

二宮町におけるごみ処理・処分の内訳及び資源化・最終処分の状況は以下のとおりである。

平成 27 年度から二宮町ウッドチップセンターで剪定枝、平塚市リサイクルプラザでビン・空き缶類、平塚市粗大ごみ破碎処理場で破碎ごみ（不燃ごみ）を処理しており、平成 28 年度からは平塚市環境事業センターで可燃ごみ、平成 30 年度からは、大磯町リサイクルセンターで容器包装プラスチック・ペットボトルを処理している。

なお、破碎ごみ（不燃ごみ）は、平塚市粗大ごみ破碎処理場に搬入して破碎処理し、中間処理後の金属は民間事業者で資源化、中間処理した際に生じた残渣のうち、可燃残渣は平塚市環境事業センターで焼却処理、不燃残渣は平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

資源化率は、町民と事業者による意識の高まりにより、平成 24 年度には約 41% に達したが、平成 27 年度に分別収集区分を変更したことで、それまで資源化していた草葉を焼却処理することになったため、それ以降は 30% 台を推移している。

平成 30 年度における二宮町のごみ処理フローは「図 3-2-6」のとおりである。

表 3-2-6 ごみ処理・処分の内訳

単位：t/年

年度	総排出量 (A) (A)=(D+H+I)	直接焼却量 (B)	その他の施設 からの焼却量 (C)	焼却量合計 (D) (D)=(B+C) (D)=(E+F+G)	内訳			埋立量 (焼却残渣除く) (H)	資源化量 (焼却残渣除く) (I)	資源化率 (J)
					焼却後 資源化量 (E)	焼却後 埋立量 (F)	減量化量 (G)			
H22	9,067	5,308	623	5,931	104	540	5,287	84	3,052	33.7
H23	9,139	5,382	103	5,485	120	539	4,826	81	3,693	40.4
H24	9,071	5,347	13	5,360	93	609	4,658	78	3,718	41.0
H25	8,786	5,230	18	5,248	95	602	4,551	72	3,552	40.4
H26	8,695	5,265	9	5,274	103	590	4,581	71	3,443	39.6
H27	8,809	5,392	383	5,775	81	725	4,969	96	3,015	34.2
H28	8,686	5,519	334	5,853	17	85	5,751	85	2,770	31.9
H29	8,575	5,450	288	5,738	406	82	5,250	82	3,117	36.3
H30	8,484	5,398	423	5,821	385	82	5,354	82	2,884	34.0

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

表 3-2-7 資源化・最終処分の状況

年度	ごみ総排出量 (t)	資源化量 (t)	資源化率 (%)	最終処分量 (t)	最終処分率 (%)
H22	9,067	3,052	33.7	624	6.9
H23	9,139	3,693	40.4	620	6.8
H24	9,071	3,718	41.0	687	7.6
H25	8,786	3,552	40.4	674	7.7
H26	8,695	3,443	39.6	661	7.6
H27	8,809	3,015	34.2	725	8.2
H28	8,686	2,770	31.9	85	1.0
H29	8,575	3,117	36.3	82	1.0
H30	8,484	2,884	34.0	82	1.0

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

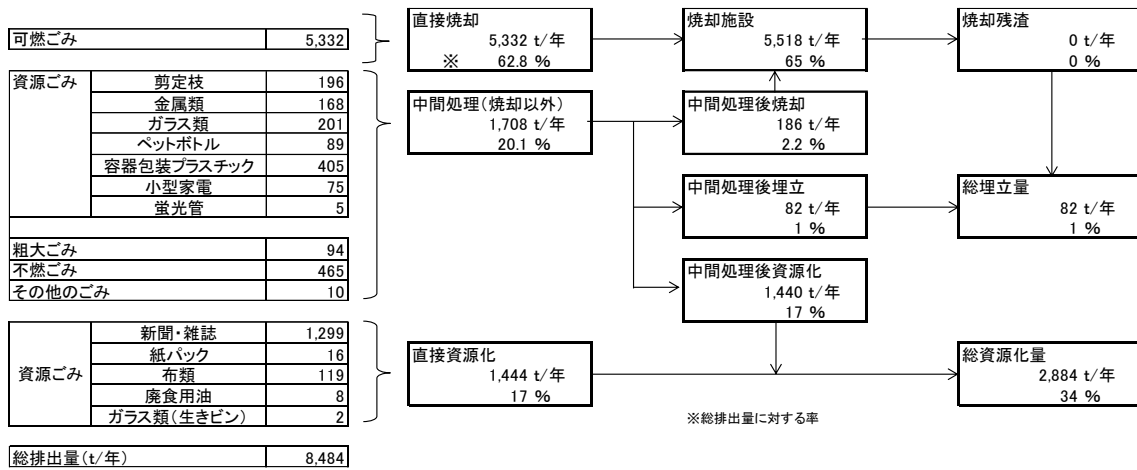


図 3-2-6 二宮町のごみ処理フロー（平成 30 年度）

④ごみの性状

二宮町における可燃ごみのごみ質分析結果は以下のとおりである。

可燃ごみ中に占める組成割合は、平成 22 年度以降、「紙・布類」及び「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」は減少傾向にあり、「不燃物類」は平成 27 年度より一時的に増加したものの、平成 30 年度からは平成 27 年度と比較して低い数値を保っていることから、町民の方々によるごみの適正排出の取り組みが徐々に成果として表れていることがわかる。また、水分を多く含む「木・竹・わら類」及び「厨芥類」の排出割合が増加傾向にあることから、可燃ごみの中に含まれる水分の割合も増加傾向にある。

表 3-2-8 可燃ごみのごみ質分析結果

種類・組成		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ (湿の 種 類 ・ 組 成)	紙・布類	%	53.3	44.8	47.9	45.2	50.6	45.0	42.8	33.1	35.1	35.8	35.8
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	25.2	21.3	27.3	26.2	22.8	18.3	18.8	15.5	14.2	15.4	17.5
	木・竹・わら類	%	2.9	5.3	4.5	5.7	4.4	6.8	7.6	16.9	26.7	6.5	10.8
	厨芥類	%	14.9	27.3	15.2	17.9	18.3	25.1	27.6	27.2	15.1	36.0	29.6
	不燃物類	%	1.5	1.0	1.5	0.3	2.3	4.3	2.9	4.0	2.2	2.6	2.2
	その他	%	2.2	0.4	3.6	4.8	1.6	0.5	0.5	3.4	6.6	3.8	4.2
	単位容積重量	kg/m ³	198	223	140	132	192	245	233	288	290	328	293
三 成 分	水分	%	49.9	49.3	50.6	46.8	49.9	53.2	57.8	56.5	49.0	62.1	59.9
	灰分	%	5.1	5.5	4.1	4.4	5.3	6.6	5.6	7.7	6.5	4.1	4.4
	可燃分	%	45.0	45.2	45.3	48.8	44.8	40.2	36.7	35.8	44.5	33.9	35.7
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	7,230	7,265	7,263	8,018	7,180	6,235	5,455	5,325	7,158	4,818	5,223
低位発熱量(実測値)		kJ/kg	8,180	7,803	8,970	9,820	7,603	6,093	5,550	6,198	7,235	5,298	5,903

※各年度 4 回 (季節別) 実施したごみ質分析結果の平均値である。

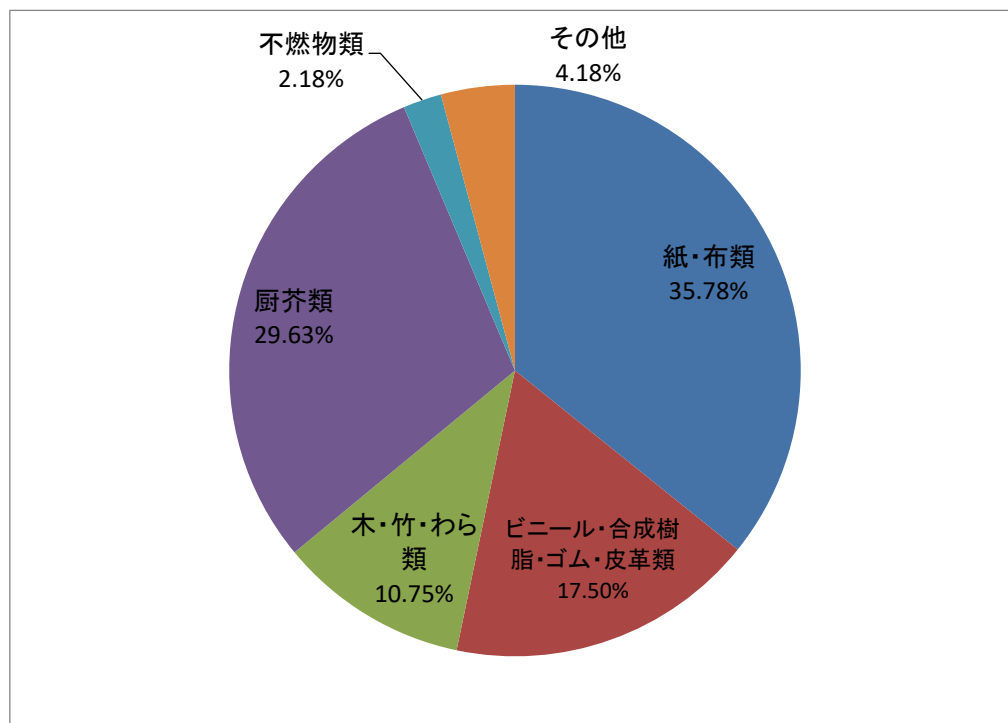


図 3-2-7 可燃ごみのごみ組成 (令和 2 年度)

◆ 生ごみ処理機購入費補助実績 ◆

二宮町では、生ごみ処理機購入の補助を行っている。
平成9年度以降、これまで延べ2,192台の補助実績がある。

年度	補助件数	電動型		非電動型		合計
	(件)	(台)	(%)	(台)	(%)	(台)
H9	37	5	9.8	46	90.2	51
H10	31	10	29.4	24	70.6	34
H11	55	34	57.6	25	42.4	59
H12	40	23	53.5	20	46.5	43
H13	100	65	52.4	59	47.6	124
H14	50	27	40.9	39	59.1	66
H15	509	436	80.1	108	19.9	544
H16	203	166	74.4	57	25.6	223
H17	117	96	76.8	29	23.2	125
H18	67	43	57.3	32	42.7	75
H19	166	126	68.1	59	31.9	185
H20	66	22	26.8	60	73.2	82
H21	52	25	39.7	38	60.3	63
H22	44	10	17.5	47	82.5	57
H23	54	8	11.1	64	88.9	72
H24	65	15	17.4	71	82.6	86
H25	45	19	32.8	39	67.2	58
H26	30	11	31.4	24	68.6	35
H27	23	7	25.0	21	75.0	28
H28	32	16	41.0	23	59.0	39
H29	30	9	26.5	25	73.5	34
H30	35	10	27.8	26	72.2	36
R1	24	12	46.2	14	53.8	26
R2	46	25	53.2	22	46.8	47
合計	1,921	1,220	55.7	972	44.3	2,192

※「補助件数」・「台数」は、買い替えなどにより同一者（世帯）が複数回補助を受けた数を含みます。

令和3年度における生ごみ処理機購入費助成制度は以下のとおりである。

非電動型	購入金額の10分の9	限度額20,000円
------	------------	------------

なお、電動型生ごみ処理機の購入補助は、令和2年度で終了している。

(2) ごみ処理体制

①収集・運搬体制

二宮町におけるごみ等の収集・運搬体制は以下のとおりである。

表 3-2-9 ごみ・資源の収集・運搬体制

収集区域	行政区域全域 9.08 km ²
計画収集人口	行政区域人口に同じ
排出方法	<p>可燃ごみ⇒指定ごみ袋</p> <p>廃食用油⇒ペットボトルに入れてからビニール袋、未開封のものはそのまま</p> <p>剪定枝⇒枝のみひもで縛る</p> <p>容器包装プラスチック⇒ビニール袋</p> <p>ペットボトル⇒ビニール袋（キャップとラベルは取り外す）</p> <p>新聞紙・折り込みチラシ⇒ひもで縛る、紙袋（※雨の日はビニール袋）</p> <p>雑誌・雑紙・シュレッダーくず⇒ひもで縛る、紙袋（※雨の日または細かいものはビニール袋）</p> <p>段ボール⇒ひもで縛る</p> <p>紙パック⇒ひもで縛る（※雨の日はビニール袋）</p> <p>布類⇒ビニール袋</p> <p>ビン⇒ビニール袋</p> <p>空き缶類⇒ビニール袋</p> <p>破碎ごみ⇒細かいものはビニール袋、大きなものはそのまま</p> <p>金属⇒ビニール袋、大きなものはそのまま</p> <p>寝具類⇒ひもで縛る</p> <p>家電類⇒細かいものはビニール袋、大きなものはそのまま</p> <p>有害ごみ⇒種類ごとに分けてビニール袋</p> <p>蛍光管類⇒蛍光管の空箱やビニール袋</p>
収集方式	<p>①ごみ置場に排出されたものを収集 (設置数：約 1,400 箇所)</p> <p>②戸別収集（1人では持ち運ぶことができないものや自身で運搬できない場合などに、予約制にて有料で収集）</p>
収集・運搬	<p>いずれも二宮町を2つのエリアに分け、委託事業者2社で収集・運搬</p> <p>①二宮町ごみ積替施設または中間処理施設等へ搬入</p> <p>②二宮町環境衛生センター桜美園へ搬入</p>
ごみ排出時間	<p>①収集日の早朝から朝8時まで、決められたごみ置場に排出</p> <p>②収集日の朝8時まで、自宅前など（ごみ置場含む）に排出</p>
収集対象外	<p>直接搬入ごみ⇒二宮町環境衛生センター桜美園</p> <p>二宮町が回収・処理できないもの⇒専門事業者等に依頼</p>

②ごみ処理手数料等

二宮町において「二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に規定されている一般廃棄物の処理に関する手数料等は以下のとおりである。

表 3-2-10 一般廃棄物の処理に関する手数料等（別表第 1 第 29 条関係）

種別	取扱区分		金額
し尿	1回 36L 以下 1回 36L を超えるとき		150 円 150 円に汲取り量が 18L (18L 未満は 18L とする) を増すごとに 75 円を加算した額
し尿を除く 一般廃棄物	二宮町が収集し、 運搬し、及び処分 するもの(特定家 庭用機器再商品 化法(平成 10 年法 律第 97 号)で定め る品目を除く。)	一般家庭から排出されるもの	二宮町が指定するごみ袋 10L 袋 20 枚につき 134 円 20L 袋 20 枚につき 177 円 30L 袋 20 枚につき 232 円 45L 袋 20 枚につき 320 円
		事業活動に伴って排出されるもの	二宮町が指定するごみ袋 20L 袋 20 枚につき 610 円 45L 袋 20 枚につき 1,372 円
	占有者等及び事 業者が自ら二宮 町の施設へ搬入 するもの	一般家庭から排出されるもの (1) 1回 10kg 以下 (2) 1回 10kg を超えるもの	55 円 55 円に搬入量が 10kg (10 kg 未満は 10kg とする) を増すごとに 55 円を加算した額
		事業活動に伴って排出されるもの (1) 1回 10kg 以下 (2) 1回 10kg を超えるもの	250 円 250 円に搬入量が 10kg (10kg 未満は 10kg とする) を増すごとに 250 円を加算した額

※町内取扱店での販売価格には販売手数料等が上乘せられるため、本表の金額と異なる。

出典：二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

③家庭系ごみの処理体制

家庭系ごみの処理体制については、図 3-1-1 で示したごみ処理の流れのとおりであり、「1 市 2 町広域化計画」に基づく広域ごみ処理を推進している。広域処理対象外の分別収集区分品目の処理については、二宮町単独で民間事業者へ委託して処理や資源化を推進する。

④事業系ごみの処理体制

事業系ごみの処理体制は、家庭系ごみの分別収集区分に準じて行うが、事業所等から排出される廃棄物のうち、対象外となる産業廃棄物（金属、樹脂類、燃え殻、汚泥、廃油等）が混入することのないよう指導を行う。

また、二宮町では年間概ね 9 トン以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）に対しては、事業系一般廃棄物の減量、処理に関する減量化等計画書の提出を求め、本計画書に基づく減量、処理をしてもらうため、排出抑制に向けた指導を行っている。

(3) 処理経費の状況

二宮町におけるごみ処理経費の推移は以下のとおりである

なお、平成 25 年度は主に平塚市環境事業センター、平成 27 年度は二宮町ウッドチップセンター、平成 29 年度は大磯町リサイクルセンターでの広域ごみ処理開始に向け、その他費用（建設・改良費等）が発生したため、一時的に処理経費の合計が高くなっているが、平成 30 年度には、広域処理のスケールメリットにより、経常的な処理経費が低く抑えられている。

表 3-2-11 ごみ処理経費の推移

年度	処理費、委託費			小計	人口当たり (千円/人)	ごみ量当たり (千円/t)	その他費用※	処理経費合計
	収集運搬費	中間処理費	最終処分費					
H22	185,907	221,428	17,753	425,088	14.4	46.9	160,678	585,766
H23	188,703	235,251	30,450	454,404	15.5	49.7	170,048	624,452
H24	215,922	224,825	29,366	470,113	16.0	51.8	45,056	515,169
H25	216,034	220,533	29,312	465,879	16.0	53.0	489,669	955,548
H26	220,836	223,272	31,331	475,439	16.5	54.7	174,225	649,664
H27	227,674	235,186	23,849	486,709	17.1	55.3	315,905	802,614
H28	220,610	128,554	2,863	352,027	12.5	40.5	139,014	491,041
H29	211,455	135,109	2,724	349,288	12.5	40.7	315,234	664,522
H30	213,950	98,031	3,462	315,443	11.3	37.2	112,121	427,564

※その他費用：建設改良費、一般職人件費、その他委託費含む
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

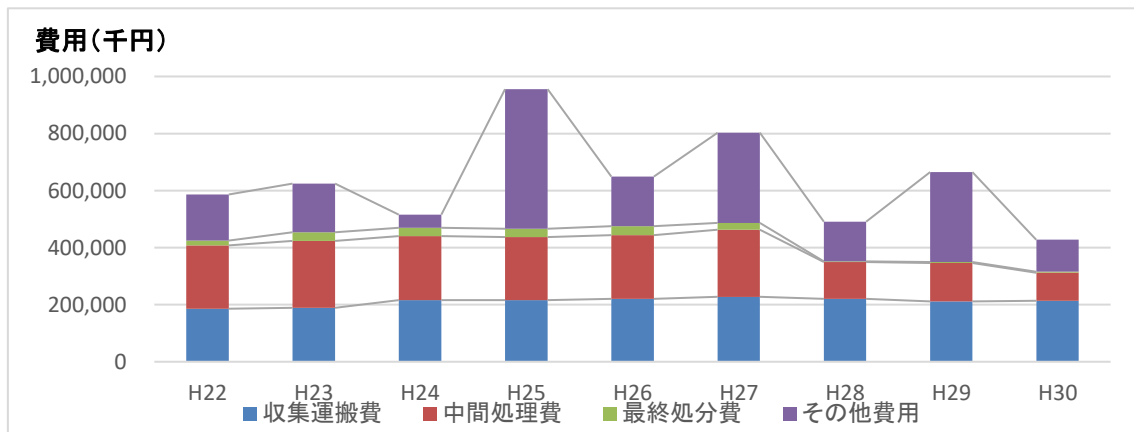


図 3-2-8 ごみ処理経費の推移

表 3-2-12 計画収集人口、ごみ排出量当たりの処理経費

年度	処理経費合計 (千円)	人口数 (人)	ごみ排出量 (t)	人口当たり (千円/人)	ごみ量当たり (千円/t)
H22	585,766	29,522	9,067	19.8	64.6
H23	624,452	29,382	9,139	21.3	68.3
H24	515,169	29,305	9,071	17.6	56.8
H25	955,548	29,036	8,786	32.9	108.8
H26	649,664	28,767	8,695	22.6	74.7
H27	802,614	28,486	8,809	28.2	91.1
H28	491,041	28,244	8,686	17.4	56.5
H29	664,522	28,010	8,575	23.7	77.5
H30	427,564	27,919	8,484	15.3	50.4

(4) ごみ処理の施策の現状

二宮町において展開中のごみ処理に関する施策は以下のとおりである。




- ①家庭系ごみの排出抑制
 - 厨芥類の発生・排出抑制のための普及啓発
 - 家庭系ごみの有料化等の実施及び研究
 - 家庭系ごみの減量化・資源化策の検討
- ②事業系ごみの排出抑制
 - 多量排出事業者への指導
 - 事業系ごみ手数料の研究
 - 事業系ごみの排出ルールの策定と指導
 - 厨芥類の排出抑制のための普及啓発
- ③資源化の推進
 - 二宮町ウッドチップセンターの運営
 - 容器包装プラスチックの広域処理による効率的な資源化
- ④分別排出の徹底、資源化の促進等
 - 分別収集区分の周知徹底
 - 分別排出の指導
 - ごみ処理広域化に伴う分別区分等の研究
 - 容器包装プラスチックの広域処理による効率的な資源化
 - 資源化品目拡大の研究
 - 資源化品目の質及び量の維持・向上に向けた普及啓発
 - ごみ減量化・資源化協力店制度の推進
- ⑤最終処分量の削減
 - 埋立ごみの見直しに係る調査・研究
- ⑥町民、事業者、行政との協働
 - 町民、事業者、行政の役割意識の向上
 - 環境セミナーや講習会の開催
 - 就学前児童を対象にした出前講座の開催
- ⑦広域処理施設の整備促進
 - 廃棄物処理施設の自主基準値の設定
 - 適正な処理規模の設定
 - 不燃物処理施設の整備検討
- ⑧ごみ処理経費の抑制
 - ごみ処理経費の抑制
 - 効率的なごみの輸送

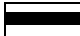
⑨広域処理の施策

広域処理について、「1市2町広域化計画」に定められた広域処理施設の整備等のスケジュールは以下のとおりである。

表 3-2-13 広域処理施設の整備等のスケジュール

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
施設整備	平塚市 環境事業センター 315 t / 日	既存	広域搬入									
	平塚市 粗大ごみ破砕処理場 55 t / 5h	既存	広域搬入									
	(仮称) 1市2町 粗大ごみ破砕処理施設 処理能力未定	新設										
	平塚市 リサイクルプラザ 46.86 t / 日	既存	広域搬入									
	大磯町 リサイクルセンター 6 t / 日	既存	広域搬入									
	二宮町 ウッドチップセンター 12 t / 日	既存	広域搬入									
	平塚市 遠藤原一般廃棄物最終処分場 363,000m ³	既存	広域搬入									
	(仮称) 二宮町 不燃物処理施設 処理能力未定	新設										
	大磯町 し尿処理施設 50kL / 日	既存	広域搬入									
	(仮称) 大磯町 し尿処理施設 処理能力未定	新設										
	二宮町 環境衛生センター桜美園(し尿) 25kL / 日	既存										

広域化の区分  平塚・大磯・二宮  平塚・大磯  大磯・二宮

施設稼働 

※ 1 : 同敷地内施設建設の場合は稼働の一時停止が懸念されます。

⑩その他の施策

- 戸別収集の実施
- 高齢者への配慮

(5) ごみ処理の評価

平成30年度におけるごみ排出量や処理経費・ごみ処理施設の建設費等に関し、全国平均や神奈川県平均、人口の類似市町村（人口25,000人～35,000人の全国165自治体）との比較は以下のとおりである。また、これらの比較結果から分析と評価を行う。

表 3-2-14 ごみ排出量、処理経費等の評価結果

指標	人口1人1日 当たりごみ総 排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (資源化費用) (円/t)
二宮町実績	833	33.8	1.0	15,314	50,212
全国平均	919	18.1	9.0	14,640	33,662
神奈川県平均	845	24.1	8.4	13,625	28,807
類似自治体	919	21.1	9.6	16,414	23,169

出典：一般廃棄物処理実態調査結果

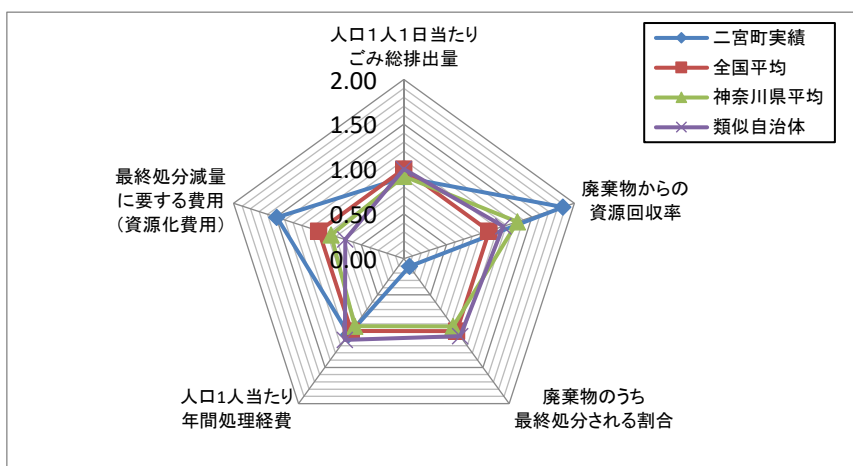


図 3-2-9 ごみ排出量、処理等の評価結果

○分析と評価

【人口1人1日当たりごみ総排出量】(原単位)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べて少ないが、令和8年度までに、人口1人1日当たりのごみ排出量を約798グラム以下とする目標を達成するためには、今後さらなるごみの減量化・資源化を図る必要がある。

【廃棄物からの資源回収率】(資源化率)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べて高いが、令和8年度までに、資源化率を39パーセント以上にする目標を達成するためには、今後さらなる資源化率の向上を図る必要がある。

【廃棄物のうち最終処分される割合】(埋立処分率)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べて少ないが、令和8年度までに、最終処分量を平成30年度(約82トン)比で14.6パーセント(約12トン)以上削減する目標を達成するためには、より一層、3Rを推進していく必要がある。

【人口1人当たり年間処理経費】

全国平均、神奈川県平均と比べて高いため、今後も経費削減に努める必要があると考えられる。

【最終処分減量に要する費用】(清掃事業費(ごみ)総額-最終処分関連費)÷(総排出量-最終処分量)

全国平均、神奈川県平均、類似自治体と比べて高いため、今後も経費削減に努める一方で、資源物の逆有償化といった社会情勢も予測されることから、ごみ処理広域化によるスケールメリットを十分に活かしながら、ごみ処理経費全体の抑制を図る必要がある。

(6) 現計画における目標値の達成状況

現計画における目標年度は、平成 38 年度（令和 8 年度）に設定されており、「表 3-2-15」に示すとおり、平成 28 年度以降は、町民・事業者の方々による取り組みが徐々に成果として表れていることもあって、1 人 1 日当たりの排出量は減少しているものの、平成 30 年度時点のごみ排出量の項目は予測値を達成できていない。

また、資源化率についても、町民と事業者による資源化への意識は高まってきているものの、平成 30 年度時点での予測値をわずかに達成できていない。

なお、最終処分量については、広域ごみ処理により平成 30 年度時点での予測値を達成できている。

今後も「1 市 2 町広域化計画」との整合を図りつつ、さらなるごみの減量化・資源化を目指す必要がある。

表 3-2-15 現計画における目標値の達成状況

項目	現計画における目標値	達成状況（平成 30 年度時点）
ごみ排出量	平成 38 年度までに平成 27 年度比で <u>69g 削減（776g/人・日）</u>	未達成 予測値 <u>24g 削減（821g/人・日）</u> 実績値 <u>12g 削減（833g/人・日）</u>
資源化率	平成 38 年度は <u>33.2%以上</u> を維持	未達成 予測値 <u>34.5. %（2,892t/年）</u> 実績値 <u>33.9%（2,873t/年）</u>
最終処分量	平成 28 年度以降は平成 22 年度の <u>1/3（67t/年）以下に削減</u>	達成 予測値 <u>82t/年</u> 実績値 <u>82t/年</u>

(7) 課題抽出

①ごみの減量化の継続

二宮町における平成 30 年度のごみ総排出量は 8,484 トンであり、平成 22 年度比で約 6.4 パーセント（583 トン）減少し、1 人 1 日当たりの排出量では約 1.0 パーセント（約 8 グラム）減少している。ごみ総排出量については、平成 27 年度に一時的な増加をしたものの、人口減少や町民・事業者によるごみ減量化の取り組みなどで減少している。引き続き、ごみの発生・排出抑制施策を推進し、さらなる減量化を図る必要がある。

②資源化の促進

二宮町における資源化率は、ごみの広域処理をとともに進める平塚市、大磯町と比べ高い水準で推移し、現計画の目標値を達成しているものの、引き続き、「1 市 2 町広域化計画」との整合を図りつつ、さらなる資源化の促進に努める必要がある。

③ごみ処理経費抑制の必要性

排出量の削減は、処理経費の削減に効果的なことから、ごみの減量化・資源化を図りつつ、広域処理によるスケールメリットを活かし、引き続きごみ処理経費の削減に取り組む必要がある。一方で、資源物の逆有償化といった社会情勢も予測されることから、ごみ処理広域化によるスケールメリットを十分に活かしながら、ごみ処理経費全体の抑制を図る。

④ごみ処理手数料の改定

二宮町では、可燃ごみの排出において町指定のごみ袋の使用を義務付けている。特に家庭用指定ごみ袋は10・20・30・45リットルの4種類の大きさがあるが、従量料金体系とはなっておらず、大きなごみ袋で排出した場合に割安となることから、料金改定について引き続き検討していく必要がある。

⑤ごみ分別収集区分変更の啓発

現在、二宮町の収集ごみは大きく15区分され、排出方法も細かく規定されている。ごみ処理の効率化、資源化率の向上及び危険なごみの混入防止のためにも分別収集は不可欠である。排出方法を町民・事業者にわかりやすく周知し、ごみ処理の効率化、資源化率の向上と安全な収集・運搬に理解を得られるようにしていく必要がある。

3-3 基本方針

ごみの減量化・資源化を推進するためには、町民・事業者・行政の各主体が様々な角度から取組んでいくことが必要である。

また、2030年までの持続可能な開発目標であるSDGsで示されるように、ごみの減量化などの取り組みは、世界共通の目標に掲げられていることから、よりSDGsを意識した中で取り組みを推進していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、ごみ処理における基本理念を以下のとおり定める。

**資源は大切に ごみは少なく
みんなでスマートライフをめざすまち におみや**

二宮町は平成19年度以降、大部分のごみの処理・処分は外部に委託して行っており、ほとんどが町域外にある施設で処理・処分が行われてきた状況にある。安全・安心かつ安定的なごみ処理を将来にわたって続けるためには、平塚市、大磯町との広域ごみ処理を行いながら、既存施設を有効活用し、廃棄物処理・処分を適正な維持管理のもと適正運用に努めることが不可欠であり、循環型社会の形成に向けた取り組みが全国的に展開されていく中、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を理解し、責任ある自主的な行動によって、協働して取り組みを進めていくことが必要となる。よって、「1市2町広域化計画」に示されたごみ処理広域化の基本方針を考慮して策定された前計画の基本方針を踏襲し、ごみ処理における基本方針を以下のとおり定める。

方針（1）循環型社会形成を目指した3R・3Sの推進

ごみの排出や環境への負荷が少ない循環型社会を目指して、発生抑制（リデュース:Reduce）、再使用（リユース:Reuse）、再生利用（リサイクル:Recycle）の3Rに基づくごみ処理・リサイクル事業をより一層推進する。

この3Rに加えて、廃棄物の発生抑制によって循環量を少なくするスモール(Small)な循環、できるだけ地域内循環を行って循環に伴う移動距離を短くするショート(Short)な循環、ものを大事に使いライフサイクルを長くするスロー(Slow)な循環の3Sを二宮町では目指していくものとする。



方針（2）町民・事業者・行政の協働によるごみ処理・資源化の推進

循環型社会や自然共生社会の形成を目指すためには、町民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれがその役割を果たしていくことが重要である。

ごみ処理広域化にあたって、町民・事業者・行政が各自の役割を分担することを前

提とした協働によるごみ処理・資源化事業を推進していく。



方針（3）環境に配慮した安心で安全かつ地球環境に優しい施設整備

ごみ処理広域化に伴う各処理施設の整備や改修にあたっては、確実かつ高度な環境保全対策を施す等、周辺環境に十分配慮した安心で安全な施設とする。

二宮町では不燃物処理施設の整備が予定されているが、施設整備にあたっては周辺環境への影響やエネルギー・資源の有効利用に十分配慮したものとする。

さらに、今後の自然災害に備えて、施設の災害対策の検討を進める。



方針（4）ごみ処理経費の抑制

ごみ処理広域化によるメリットの一つとして、ごみ処理の効率化によるごみ処理経費の削減が挙げられる。隣接する行政区域内でごみ処理・処分を行うことにより、輸送に係る経費を削減することができ、集中処理を行う施設を整備することによって施設建設費にスケールメリットが働き、結果として、ごみ処理経費の削減に繋がるものと期待できる。一方で、資源物の逆有償化といった社会情勢も予測されることから、ごみ処理広域化によるスケールメリットを十分に活かしながら、ごみ処理経費全体の抑制を図る。



【SDGsとは】

SDGsとは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称です。SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことです。

生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3-4 ごみ処理基本計画

(1) ごみの発生・排出抑制の方策

ごみの減量化・資源化を以下の手法により推進することで、ごみの発生・排出抑制を図る。

ごみの減量は、町民、事業者、行政の三者が連携し、3R・3Sを推進することで実現されるものである。そこで、行政の様々な施策により、町民及び事業者がごみ減量に協力しやすくなるように方向付けていくことが重要である。

町民に向けた具体的な方策は、不要なものを買わない、使い捨て製品の使用を控える、過剰包装やレジ袋を断りマイバック等を使用するなど、大量消費型ライフスタイルを改善することを挙げ、一方、事業者に向けては、拡大生産者責任の考え方に基づいてごみになりにくい商品の製造・販売等、環境にやさしい事業活動に努めることなどについて行政から働きかけを行っていくことが必要である。町民・事業者それぞれの役割分担に応じた自主的な取組みが促進される仕組みをつくることにより、家庭系ごみ、事業系ごみの排出抑制を進めていくものとする。

資源化は、排出者である町民及び事業者の両者が資源物や有用品を分別排出することが大切であり、そのためには、行政として町民及び事業者に働きかけを行っていく必要がある。

町民に向けた具体的な方策は、資源化可能な商品や再生品の利用を促進することで、資源化が容易に行われるようなライフスタイルに改善すること、事業者には、自身もごみの排出者であることの認識を高めるとともに、再生利用しやすい商品の製造・販売を行うよう行政から働きかけることが必要である。

また、行政はごみとして処理されているものを資源として再生利用できるよう、より効率的な資源化システムの構築を図っていくことや情報提供を図っていくことが必要である。

また、排出抑制をしたうえで、なお排出されるごみについては、可能な範囲で循環資源として有効利用を図るとともに、やむを得ず焼却処理が必要なごみについては、熱回収及び焼却残渣の資源化を図る。

(2) ごみの発生量及び処理量見込み

①行政区域内人口の予測

本計画における将来人口の予測値については、「1市2町広域化計画」との整合を図るため、以下の「イ. 本計画における人口の推計方法」を用いた。

ア. 現計画における人口の推計方法

将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（平成25年3月推計）を使用した。国立社会保障・人口問題研究所における平成22年から平成52年までの5年毎の推計人口を直近近似により補完し、二宮町の平成25年度実績と各年補完値の平成25年推計値とを比較し、補正値を算出した。平成25年度以降の各年補完結果に対し、補正値を引くことで補正後の推計値を算出した。

イ. 本計画における人口の推計方法

人口の将来予測を推計する場合は、コーホート法やトレンド推計法が一般的であるが、本計画の将来予測においては、施策人口を加味した二宮町人口ビジョンで設定した将来展望人口を採用することとした。

表 3-4-1 人口の推計結果

ア. 現計画における人口の推計結果

単位:人

年度	二宮町				
	実績	人口問題研究所推計値	各年補完	実績との差	補正後推計値
H22	29,522	29,522	29,522		
H23	29,382		29,323	59	
H24	29,305		29,124	181	
H25	29,036		28,924	112	
H26	28,767		28,725	42	
H27	28,378	28,526	28,526	-148	
H28	28,244		28,287		28,399
H29	28,010		28,048		28,160
H30	27,919		27,809		27,921
H31			27,570		27,682
H32		27,331	27,331		27,443
H33			27,042		27,154
H34			26,752		26,864
H35			26,463		26,575
H36			26,173		26,285
H37		25,884	25,884		25,996
H38			25,560		25,672

イ. 本計画における人口の推計方法 単位:人

年度	二宮町	
実績	H22	29522
	H23	29382
	H24	29305
	H25	29036
	H26	28767
	H27	28378
	H28	28244
	H29	28010
	H30	27919
	推計	R1
R2		27168
R3		26897
R4		26626
R5		26355
R6		26084
R7		25812
R8		25532

出典:二宮町人口ビジョン

②ごみ排出量の予測

ごみ処理における排出量の予測値については、「1市2町広域化計画」との整合を図るため、「1市2町広域化計画」策定時に採用された直近の実績を固定して予測する方法を用いたうえで、現状施策のまま推移した場合の「現状予測」と、各種の施策を実施した場合の効果を見込んだ「目標予測」を推計した。

なお、以下の表は、平成30年度までが実績値であり、令和元年度以降は予測値となっている。

表3-4-2 家庭系ごみ排出量の試算結果（現状予測）

分類		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
家庭系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	4,678	4,591	4,548	4,475	4,426	4,382	4,337	4,293	4,249	4,205	4,159
		不燃ごみ	299	306	296	290	288	285	282	279	276	273	270
		資源ごみ	2,531	2,459	2,423	2,406	2,358	2,335	2,311	2,288	2,265	2,241	2,214
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	77	79	77	77	75	75	74	73	72	72	71
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9
		小計	7,596	7,444	7,354	7,258	7,157	7,087	7,014	6,943	6,872	6,800	6,723
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	54	45	41	41	40	39	39	38	38	38	37
		不燃ごみ	155	148	168	165	164	162	160	159	157	155	154
		資源ごみ	72	69	68	67	67	66	66	66	66	66	63
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16	16
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	299	280	294	290	288	284	282	279	277	272	270
	合計	可燃ごみ	4,732	4,636	4,589	4,516	4,466	4,421	4,376	4,331	4,287	4,243	4,196
		不燃ごみ	454	454	464	455	452	447	442	438	433	428	424
		資源ごみ	2,603	2,528	2,491	2,473	2,425	2,401	2,377	2,354	2,331	2,304	2,277
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	95	97	94	94	92	92	91	89	88	88	87
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9
		計	7,895	7,724	7,648	7,548	7,445	7,371	7,296	7,222	7,149	7,072	6,993

表3-4-3 事業系ごみ排出量の試算結果（現状予測）

分類		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	703	721	715	666	667	667	667	667	667	667	667
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	703	721	715	666	667	667	667	667	667	667	667
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	15	22	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		不燃ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		資源ごみ	72	107	92	92	92	92	92	92	92	92	92
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	88	130	121	121	121	121	121	121	121	121	121
	合計	可燃ごみ	718	743	743	694	695	695	695	695	695	695	695
		不燃ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		資源ごみ	72	107	92	92	92	92	92	92	92	92	92
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	791	851	836	787	788	788	788	788	788	788	788

※大型スーパーの出店・閉店があったことから、収集ごみ（可燃ごみ）の予測値は、平成27年度の総量固定としています。

表3-4-4 ごみ総排出量の試算結果（現状予測）

分類		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
人口(人)		28,244	28,010	27,919	27,744	27,168	26,897	26,626	26,355	26,084	25,812	25,532	
家庭系 + 事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	5,381	5,312	5,263	5,141	5,093	5,049	5,004	4,960	4,916	4,872	4,826
		不燃ごみ	299	306	296	290	288	285	282	279	276	273	270
		資源ごみ	2,531	2,459	2,423	2,406	2,358	2,335	2,311	2,288	2,265	2,241	2,214
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	77	79	77	77	75	75	74	73	72	72	71
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9
		小計	8,299	8,165	8,069	7,924	7,824	7,754	7,681	7,610	7,539	7,467	7,390
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	69	67	69	69	68	67	67	66	66	66	65
		不燃ごみ	156	149	169	166	165	163	161	160	158	156	155
		資源ごみ	144	176	160	159	159	158	158	158	158	155	155
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16	16
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	387	410	415	411	409	405	403	400	398	393	391
	合計	可燃ごみ	5,450	5,379	5,332	5,210	5,161	5,116	5,071	5,026	4,982	4,938	4,891
		不燃ごみ	455	455	465	456	453	448	443	439	434	429	425
		資源ごみ	2,675	2,635	2,583	2,565	2,517	2,493	2,469	2,446	2,423	2,396	2,369
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	95	97	94	94	92	92	91	89	88	88	87
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9
		計	8,686	8,575	8,484	8,335	8,233	8,159	8,084	8,010	7,937	7,860	7,781
1人1日排出量(g/人・日)		843	839	833	823	830	831	832	833	834	834	835	

表 3-4-5 家庭系ごみ排出量の試算結果（目標予測）

分類		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
家庭系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	4,678	4,591	4,548	4,475	4,338	4,252	4,166	3,983	3,802	3,623	3,577
		不燃ごみ	299	306	296	290	280	273	265	259	252	246	243
		資源ごみ	2,531	2,459	2,423	2,406	2,358	2,335	2,311	2,387	2,460	2,533	2,502
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	77	79	77	77	75	75	74	73	72	72	71
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	10	9
		小計	7,596	7,444	7,354	7,258	7,061	6,945	6,826	6,712	6,596	6,483	6,402
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	54	45	41	41	40	39	39	38	38	38	37
		不燃ごみ	155	148	168	165	159	155	152	148	144	140	139
		資源ごみ	72	69	68	67	67	66	66	66	66	63	63
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16	16
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	299	280	294	290	283	277	274	268	264	257	255
	合計	可燃ごみ	4,732	4,636	4,589	4,516	4,378	4,291	4,205	4,021	3,840	3,661	3,614
		不燃ごみ	454	454	464	455	439	428	417	407	396	386	382
		資源ごみ	2,603	2,528	2,491	2,473	2,425	2,401	2,377	2,453	2,526	2,596	2,565
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	95	97	94	94	92	92	91	89	88	88	87
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9
		計	7,895	7,724	7,648	7,548	7,344	7,222	7,100	6,980	6,860	6,740	6,657

表 3-4-6 事業系ごみ排出量の試算結果（目標予測）

分類		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	703	721	715	666	665	664	663	662	661	660	660
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	703	721	715	666	665	664	663	662	661	660	660
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	15	22	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		不燃ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		資源ごみ	72	107	92	92	92	92	92	92	92	92	92
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	88	130	121	121	121	121	121	121	121	121	121
	合計	可燃ごみ	718	743	743	694	693	692	691	690	689	688	688
		不燃ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		資源ごみ	72	107	92	92	92	92	92	92	92	92	92
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	791	851	836	787	786	785	784	783	782	781	781

表 3-4-7 ごみ総排出量の試算結果（目標予測）

分類		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
人口(人)		28,244	28,010	27,919	27,744	27,168	26,897	26,626	26,355	26,084	25,812	25,532	
家庭系 + 事業系 (t/年)	収集ごみ	可燃ごみ	5,381	5,312	5,263	5,141	5,003	4,916	4,829	4,645	4,463	4,283	4,237
		不燃ごみ	299	306	296	290	280	273	265	259	252	246	243
		資源ごみ	2,531	2,459	2,423	2,406	2,358	2,335	2,311	2,387	2,460	2,533	2,502
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	77	79	77	77	75	75	74	73	72	72	71
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9
		小計	8,299	8,165	8,069	7,924	7,726	7,609	7,489	7,374	7,257	7,143	7,062
	直接 搬入ごみ	可燃ごみ	69	67	69	69	68	67	67	66	66	66	65
		不燃ごみ	156	149	169	166	160	156	153	149	145	141	140
		資源ごみ	144	176	160	159	159	158	158	158	158	155	155
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16	16
		その他のごみ(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	387	410	415	411	404	398	395	389	385	378	376
	合計	可燃ごみ	5,450	5,379	5,332	5,210	5,071	4,983	4,896	4,711	4,529	4,349	4,302
		不燃ごみ	455	455	465	456	440	429	418	408	397	387	383
		資源ごみ	2,675	2,635	2,583	2,565	2,517	2,493	2,469	2,545	2,618	2,688	2,657
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	95	97	94	94	92	92	91	89	88	88	87
		その他のごみ(有害ごみ)	11	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9
		計	8,886	8,575	8,484	8,335	8,130	8,007	7,884	7,763	7,642	7,521	7,438
1人1日排出量(g/人・日)		843	839	833	823	820	816	811	807	803	798	798	

(3) ごみの発生・排出抑制等の目標値設定

国は「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」や「食品リサイクル法の基本方針（令和元年 7 月）」で、取組指標として令和 7 年度に「1 人 1 日当たりのごみ排出量を約 850 グラム」、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を約 440 グラム」とすることと、家庭系及び事業系食品ロス量を 2030（令和 12）年度に 2000（平成 12）年度の半減とする目標を掲げている。

また、県は令和 3 年度に神奈川県循環型社会づくり計画の改定を予定しているが、令和 3 年度の目標値に生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量を 664 グラムと設定している。

二宮町では、平成 30 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 833 グラム、生活系ごみ排出量は 751 グラムとなっており、引き続き、減量化が求められている。

したがって、本計画におけるごみの発生・排出抑制等の目標値の設定は、国や県の目標値に合わせ、以下に減量化の目標、資源化の目標、最終処分量の削減目標の 3 点を掲げ、ごみの発生・排出抑制施策の展開を図ることとする。

①減量化の目標

1 人 1 日当たりのごみ排出量を
令和 8 年度は 798 グラム以下に削減することを目指す。
(平成 30 年度比で令和 8 年度までに 35 グラム/人・日削減)

②資源化の目標

資源化率を
令和 8 年度は 39.0 パーセント以上に維持することを目指す。

③最終処分量の削減目標

最終処分量を
令和 8 年度以降は平成 30 年度比で 14.6 パーセント以上削減することを目指す。
(令和 8 年度で 70 トン/年以下)

中間処理施設別の処理対象量、資源化量及び計画目標の達成に向けた推移は以下のとおりである。

表 3-4-8 中間処理施設別の処理対象量

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
焼却処理対象量	5,996	5,936	5,992	5,886	5,717	5,619	5,520	5,325	5,133	4,945	4,890
平塚市環境事業センター（新設）	5,996	5,936	5,992	5,886	5,717	5,619	5,520	5,325	5,133	4,945	4,890
資源化処理対象量	1,667	1,652	1,642	1,624	1,588	1,567	1,545	1,541	1,534	1,528	1,512
平塚市リサイクルプラザ（既存）	279	274	280	279	274	271	268	266	263	261	257
平塚市粗大ごみ破砕処理場（既設）	481	481	493	484	468	457	445	435	423	413	409
（仮称）大磯町リサイクルセンター（新設）	-	-	494	490	480	475	471	481	491	502	497
二宮町ウッドチップセンター（既設）	201	217	196	195	193	192	191	190	189	187	186
資源ごみ委託処理	706	680	179	176	173	172	170	169	168	165	163
最終処分対象量	85	82	82	82	80	78	76	74	72	70	70
平塚市最終処分場（既設）	85	82	82	82	80	78	76	74	72	70	70

表 3-4-9 資源化量

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
直接資源化量（集団回収を含む）	1,500	1,473	1,444	1,435	1,407	1,393	1,379	1,449	1,517	1,582	1,563
中間処理後資源化量	1,270	1,644	1,440	1,459	1,428	1,412	1,395	1,382	1,367	1,353	1,338
平塚市環境事業センター（新設）	26	419	396	418	406	399	392	378	364	351	347
平塚市リサイクルプラザ（既存）	279	274	280	279	274	271	268	266	263	261	257
平塚市粗大ごみ破砕処理場（既設）	65	65	63	63	61	59	58	57	55	54	53
（仮称）大磯町リサイクルセンター（新設）	-	-	330	328	321	319	316	322	328	335	332
二宮町ウッドチップセンター（既設）	201	217	196	195	193	192	191	190	189	187	186
資源ごみ委託処理	699	669	175	176	173	172	170	169	168	165	163
総資源化量	2,770	3,117	2,884	2,894	2,835	2,805	2,774	2,831	2,884	2,935	2,901

表 3-4-10 計画目標の達成に向けた推移

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総排出量（t/年）	8,686	8,575	8,484	8,335	8,130	8,007	7,884	7,763	7,642	7,521	7,438
原単位（g/人・日）	843	839	833	823	820	816	811	807	803	798	798
削減量〔基準年：H22〕（t/年）	-381	-492	-583	-732	-937	-1,060	-1,183	-1,304	-1,425	-1,546	-1,629
原単位削減率〔基準年：H22〕（%）	0.2%	-0.2%	-1.0%	-2.1%	-2.5%	-3.0%	-3.6%	-4.0%	-4.5%	-5.1%	-5.1%
総資源化量（t/年）	2,770	3,117	2,884	2,894	2,835	2,805	2,774	2,831	2,884	2,935	2,901
資源化率（%）	31.9%	36.3%	34.0%	34.7%	34.9%	35.0%	35.2%	36.5%	37.7%	39.0%	39.0%
最終処分量	85	82	82	82	80	78	76	74	72	70	70
削減量〔基準年：H22〕（t/年）	-718	-721	-721	-721	-723	-725	-727	-729	-731	-733	-733
削減率〔基準年：H22〕（%）	-89.4%	-89.8%	-89.8%	-89.8%	-90.0%	-90.3%	-90.5%	-90.8%	-91.0%	-91.3%	-91.3%

表 3-4-11 本計画における目標値の設定

項目	単位	基準年度 平成 30 年度	目標年度 令和 8 年度	増減
① 総排出量当たりの排出原単位	g/人・日	833	798	4.2%減
② 家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	506	438	13.4%減
③ 事業系ごみ総排出量	t	836	781	6.6%減
④ 家庭系ごみ資源化率	%	32.6	38.5	5.9ポイント増
⑤ 総資源化率	%	34.0	39.0	5.0ポイント増
⑥ 最終処分量	t	82	70	14.6%減

※二宮町の減量化の目標は、家庭系及び事業系ごみ排出量を合算した目標値を設定としています。

(4) ごみ処理の施策

①家庭系ごみの排出抑制

○厨芥類の発生抑制のための普及啓発

食品ロス削減（「食材の計画的な購入」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」、「不要なものを買わない」等）の取り組みにより、厨芥類の発生を抑制できるよう普及啓発に努める。

○厨芥類の排出抑制のための普及啓発

「生ごみの水切り（水分もうひとしぼり）の普及啓発」や「生ごみ処理機の活用」等、町民が取り組むことができる方策を、広報紙、ホームページ、SNS や二宮町地域環境推進員等を通じて普及啓発に努める。特に、キエーロ等の生ごみ処理機の活用に関しては、補助制度の活用を促進するほか、引き続き、イベントの開催等を通じ、より一層の普及啓発を図る。

○家庭系ごみの有料化等の実施及び研究

現在は可燃ごみを指定ごみ袋制（有料化）としており、負担を軽減しようとする経済的インセンティブ（動機付け）が働き、排出抑制及び分別意識の向上が期待できるため、料金の見直しなどの研究を継続的に行う。

また、指定ごみ袋については、環境に配慮したごみ袋の導入やパッケージデザインを変更することなどにより、効果的な環境啓発を行う。

○家庭系ごみの減量化・資源化策の検討

ごみ減量化・資源化を図るための方策を町民等と一緒に検討するとともに、ごみ減量化・資源化をより効率的に推進するため、広報紙やホームページなどの定例的な啓発に加え、年代や場面などのライフスタイルに応じた啓発方法についても検討する。

②事業系ごみの排出抑制

○多量排出事業者への指導

事業系ごみの多量排出事業者に対しては、減量化・資源化等の推進や、処理計画書の策定義務付け等、指導を強化する。

また、立ち入り調査等も実施し、減量化・資源化等の推進を含め適正処理を促進する。

○事業系ごみ手数料の研究

現在の手数料について、排出者責任を徹底する観点から、適正水準となるよう料金体系を含めた見直しを検討する。

○事業系ごみの排出ルール策定と指導

資源化による排出抑制を進めるため、受け入れられる事業系ごみの排出ルールを策定し、紙類等の資源化可能なごみについては、引き取りを拒否するなどの排出ルールの徹底に向けた指導を強化する。

また、資源物や不適正物の混入を防ぐため、搬入時の検査を強化する。

○厨芥類の排出抑制のための普及啓発

町内事業者協力のもと、売り場において消費者である町民向けに食品ロス削減（「食材の計画的な購入」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」等）に関わる啓発を行うことで、事業者から排出される厨芥類の排出抑制を図る。

③資源化の推進

○二宮町ウッドチップセンターの運営

家庭等から排出される剪定枝の資源化施設を運営し、継続的に資源化を図る。

○容器包装プラスチック等の広域処理による効率的な資源化

容器包装プラスチック及びペットボトルについては、引き続き、大磯町リサイクルセンターで広域処理をすることにより効率的な資源化を推進するとともに、可燃・不燃残渣の発生抑制に向けて、適正な分別が図られるよう啓発を行う。

④分別排出の徹底、資源化の促進等

○広域ごみ処理における分別収集区分、排出方法の統一

広域ブロック内での分別収集区分及び排出方法を統一していくことにより、ごみ処理を効率的に推進し、また、社会情勢や技術革新を踏まえ、最適な分別区分となるように検討する。

○分別収集区分の普及啓発

平成 27 年 4 月に変更した分別収集区分については、引き続き、ホームページ等を通じて町民、事業者への普及啓発に努める。

○分別排出の徹底

家庭系ごみについては、収集時における指導（警告ステッカー）等を通じて、分別排出の徹底を継続的に実施する。

事業系ごみについては、施設搬入時の検査等により、分別排出の徹底を継続的に実施する。

○資源化品目の質及び量の維持・品目拡大の研究

これまで分別収集区分の変更や施設整備により、一定の資源化品目を拡大することができた。今後品目を拡大するには、更なる施設整備が必要となり、費用や分別の負担が発生することのほか、これまで有償で資源化を行っていた品目が社会情勢等の影響によって、逆有償となる可能性も想定される。その影響を見据えつつ、資源枯渇の問題等からも更なる資源化が求められている状況を踏まえ、資源化している品目のより効率的な処理方法の研究や新たに品目を追加する検討を行い、資源化品目の質の維持・向上を図る。

○資源化品目の質及び量の維持・向上に向けた普及啓発

効率的に資源化を推進するための排出方法（動画等）やごみの品目索引等、引き続き、広報紙、ホームページ等を通じて町民、事業者への普及啓発に努めるとともに、このほかの啓発方法についても検討する。

○ごみ減量化・資源化協力店制度の推進

二宮町では平成 23 年度より「可燃ごみ水分削減協力店」による指定袋販売店の設定を実施している。今後もさらなる普及に努める。

⑤最終処分量の削減

○埋立ごみの区分の見直し

最終処分量の削減のため、現在は埋立ごみとされている不燃ごみの区分及び処理方法の見直しを検討し、資源化可能なものについては資源化を図る。

⑥町民、事業者、行政との協働

○町民、事業者、行政の役割意識の向上

排出抑制や資源化を協働して進めるためには、町民、事業者、行政がそれぞれの立場の役割を相互に理解する必要がある。そのため、役割分担や役割意識が向上するような普及啓発を引き続き推進するとともに、SDGsの観点から様々な問題等についても積極的に啓発する。

町民は、もったいないの心でライフスタイルを見直し、発生・排出抑制に努めるとともに、分別の徹底によりごみの減量化・資源化の推進に努める。

また、環境セミナー等のイベントへ積極的に参加し、意識の向上に努める。

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化・資源化に努めるとともに、すぐごみにならない製品の供給や再生品の販売等、ごみの減量につながる事業活動に努める。

行政は、町民や事業者が発生抑制や資源化の推進、分別の徹底に取り組む環境を整備し、環境セミナーや広報紙等を活用し町民・事業者の意識向上に努める。

また、収集した廃棄物の適正処理とさらなる減量化・資源化に努める。

○環境セミナーや講習会の開催

広報紙、ホームページ、SNSやパンフレット等による情報発信や環境セミナー、講習会の開催等を通じて、町民、事業者への啓発を行う。

町民・事業者の意識向上を図るため、二宮町地域環境推進員等と協働して啓発活動を実施する。

また、町民による交流会や自主活動についても積極的に支援し、ごみの減量化・資源化について町民・事業者の意識向上に努める。

⑦広域処理施設の整備促進

○廃棄物処理施設の自主基準値の設定

今後、新設する施設について、周辺環境への負荷低減、経済性等の観点から適切な施設整備を行っていくとともに、近隣の状況等を考慮し、自主基準値の設定を検討する。

○適正な処理規模の設定

施設整備にあたっては、減量化・資源化による処理量の状況を判断しながら、過大な施設とならないよう、適切な処理規模を検討する。

○不燃物処理施設の整備検討

平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場の残容量や埋立状況等を把握しながら、不燃物処理施設の整備について検討する。

なお、技術革新を踏まえ、不燃ごみ等の新たな有効活用の研究をしつつ、施設整備について検討していくものとする。

⑧ごみ処理経費の抑制

○ごみ処理経費の抑制

公平な費用負担や民間活力の活用のほか、分別収集区分や排出方法の統一によって処理の効率化を図ることで経費の削減を図るものの、資源物の逆有償化といった社会情勢も予測されることから、ごみ処理広域化によるスケールメリットを

十分に活かしながら、ごみ処理経費全体の抑制を図る。

○効率的なごみの輸送

収集体制の見直しや中継施設の活用等、効率的な輸送体制を検討し、収集・運搬経費の削減を図ってきたが、更なる経費削減に向けて、施設配置のあり方を踏まえ、収集区分や収集体制の見直しや中継機能を活用するなど、収集運搬経費の削減を図る。

(5) ごみの適正な処理に関する基本的事項

①収集・運搬計画

ア. 基本方針

適正な住民サービスの提供と効率的な収集・運搬体制の構築を推進する。

また、高齢者や障がい者に配慮した収集システムや地球温暖化対策等の環境負荷を低減させる収集・運搬体制を目指すこととする。当面は現在の収集・運搬体制を継続するが、「1市2町広域化計画」に合わせ、原則、分別収集区分の統一を図る。

なお、分別収集区分の詳細は、1市2町広域ごみ処理のごみ処理施設整備計画に沿って具体的に決めていくものとする。

イ. 収集・運搬体制

資源化率の向上や環境負荷の低減に向けて、品目に適合した効率的な収集・運搬体制を構築する必要がある。

二宮町の家から排出される一般廃棄物は、町が委託した民間事業者が行う。

また、町内事業者の事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、町長が許可した一般廃棄物収集運搬事業者または自らが処理施設等に運搬する。

なお、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、二宮町及び既存の許可事業者による収集・運搬が現状において困難となっていないため、法令等により新たに必要が生じた場合等を除き行う予定はない。

また、ごみ処理施設間の運搬は、二宮町が委託した民間事業者が行うことを原則とする。

②中間処理計画（再生利用含む）

ア. 基本方針

中間処理は、廃棄物の衛生的処理により、生活環境の保全を図るとともに、廃棄物から資源を回収し、焼却に伴う熱エネルギーの回収、有害物質の排出抑制等の環境負荷の低減を目的に行うものとする。

イ. 中間処理体制

二宮町で発生した一般廃棄物を、二宮町が自ら公共サービスとして処理することを原則とする。ただし、一部の資源物は民間事業者が処理を行うものとする。

なお、一般廃棄物処理業の許可は、廃棄物処理法の規定及び二宮町の基準により、二宮町による処分が困難であること、また、一般廃棄物を資源化する必要があると認められた場合に行うものとする。

③最終処分計画

ア. 基本方針

最終処分は、ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化等の有効利用等の方策を講じた後、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで安定化・無害化させるために行うものである。現在、ごみ処理広域化に伴い、最終処分は平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場で行っているため、今後とも最終処分量の削減を推進する。

イ. 二宮町一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理

周辺の生活環境を脅かすことのないよう、既設最終処分場の適切な維持管理を行う。

また、周辺の水環境への影響を防ぐため、地下水水質の定期モニタリングを行い、周辺環境汚染の未然防止に努める。浸出水を処理する水処理施設は、適切な水質管理を行う。

ウ. 跡地利用計画

二宮町の最終処分場が廃止となった場合については、その地域の福祉向上に役立て、地域の活性化や発展等に有効活用できるよう地域還元を行う計画である。計画策定にあたっては、地域住民と十分に協議を行う。

(6) ごみ処理施設の整備に関する事項

前項までの施策を実施し、平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみ処理施設の整備を推進する。

令和8年度における二宮町のごみ処理フローは以下のとおりである。

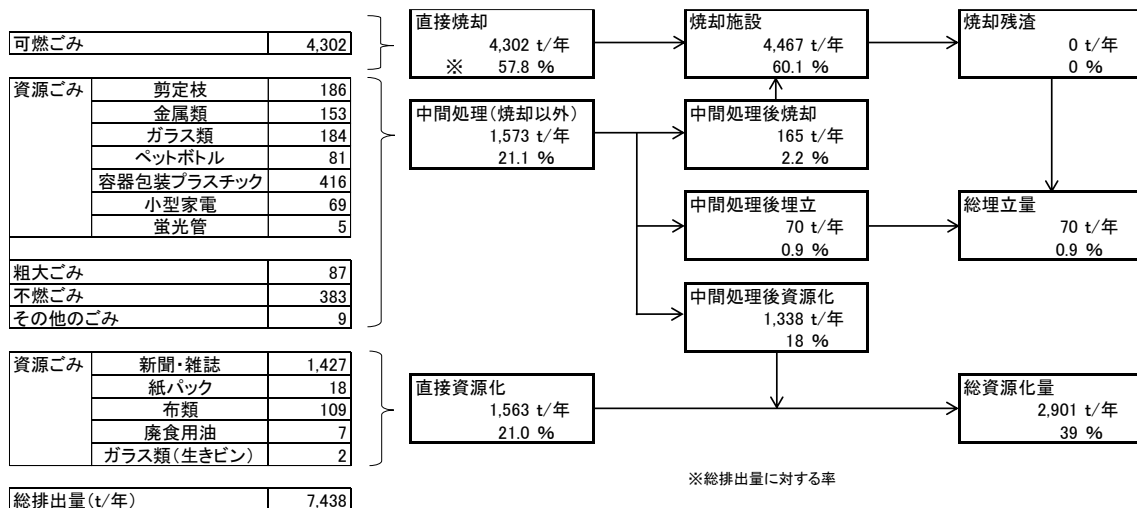


図 3-4-1 二宮町のごみ処理フロー（令和8年度）

(7) その他の施策

①二宮町地域環境推進員との連携

家庭系ごみのさらなる減量化及び資源化を図るには、町民の自発的で継続的な活動が不可欠であることから、町内の各地区からの代表者で構成される「二宮町地域環境推進員」の協力を得て、町民の関心を惹くような啓発内容や、町民が情報を得やすい伝達手段について検討し、町民活動が促進されるよう連携を図る。

②事業者との連携

事業系ごみの大半を占める可燃ごみのうち、食品廃棄物については、「食品リサイクル法」が施行されていることから、事業者による減量、資源化に対する協力が得られるよう情報提供を行うとともに、食品小売業や外食産業が取組む発生・排出抑制策（賞味期限・消費期限を考慮した販売方法の工夫や生ごみ処理機による資源化、食べ残しの削減等）について、消費者の理解が促進されるよう連携を図る。

③二宮町が収集処理を行わない一般廃棄物への対応

二宮町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき「指定されているもの」のほか、「適正処理の方法が存在するもの（FRP船、密閉型蓄電池、開放型鉛蓄電池、バッテリー、消火器、火薬類、インクカートリッジ、携帯電話用装置、自動車、タイヤ、ビールケース等）」、「危険物」、「在宅医療廃棄物（在宅医療で使用された注射針等の鋭利なもの）」、「家電リサイクル法対象機器」、「資源有効利用促進法対象機器（家庭用パソコン）」、「二輪車」、「特別管理一般廃棄物」、「その他町が行う処理に著しい支障を及ぼすもの」については、町で適正に処理を行うことが困難な「適正処理困難物」としており、「産業廃棄物」、「慣例上処理をお断りさせていただくもの」のほか、「町が収集処理を行わない一般廃棄物」として、今後も引き続き町民、事業者への周知を図る。

④災害廃棄物対策

二宮町が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的な処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

災害廃棄物の処理方針として、木くず、その他可燃物、コンクリート塊、金属くず、その他不燃物、この5種類を最大限分別した後の混合廃棄物を6区分に分別して再利用・再資源化を推進し、解体撤去時から分別の徹底を図り、また、再利用・再資源化を可能な限り推進することで、最終処分量の削減も図る。

なお、災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するため、二宮町では環境衛生センター桜美園及び町民運動場を仮保管場所として選定している。

⑤不法投棄対策

河川や海岸、谷戸等での不法投棄を防止し、二宮町の美化や環境保全に努める必要があるため、不法投棄パトロールの実施、ごみのポイ捨てに対するマナーの向上に向けた啓発のほか、ごみの分別方法等の啓発に努める。

⑥効率的・効果的なごみ処理システムの検討

新規施設の整備や運営には、建設費だけでなく用地取得などにも多額の経費を要することから、その整備・運営にあたっては、行政と民間の特徴・役割分担を考慮し、公設公営、PFI^{*1}、DBO^{*2}、許可に基づく民営事業などの様々な手法の導入を検討する。

なお、既存施設については、ストックマネジメント（既存施設の有効活用）の手法を導入することで、長寿命化計画の策定等、適正な施設管理及び延命化を図る。

※1PFIとは、Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営において、国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、民間の資金、経営能力及び儀実的能力を活用して行う方法のことである。

※2DBOとは、いわゆる公設民営方式で、公共が費用を負担する、Design デザイン（設計）、Build ビルド（建設）、Operate オペレート（維持管理・運営）を民間が一体で行う事業化手法で、経費削減効果が期待できる。

第4章 生活排水処理基本計画

4-1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の変遷

生活排水とは、し尿と生活雑排水（台所、浴室、洗面所等からの排水）からなる排水である。

生活排水の処理施設には、し尿のみを処理するもの、し尿及び生活雑排水の両方を処理するものなど、さまざまな種類がある。

現在、二宮町において供用または使用されている生活排水処理施設には、公共下水道（以下「下水道」という。）をはじめ、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設がある。

下水道事業は、昭和48年に事業着手した酒匂川流域下水道（小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町の7市町）に、平成元年より二宮町と中井町が、平成19年には箱根町が区域編入した。酒匂川流域関連二宮下水道事業については、平成11年度に供用を開始し、令和2年度の下水道普及率は89.4パーセント、全体計画に占める処理区域面積の比率は92.1パーセントとなっている。

また、環境衛生センター桜美園にあるし尿処理施設については、平成30年度から修繕工事を開始し、令和元年11月より、し尿等下水道投入施設として稼働を開始した。

(2) 生活排水処理体制

二宮町の生活排水の処理体制は、下水道事業及び維持管理を下水道課、合併処理浄化槽の利用促進及びし尿等下水道投入施設（旧し尿処理施設）の維持管理を生活環境課が実施している。

表 4-1-1 生活排水処理体制

区分	施設	処理主体	運転・管理	
			し尿	浄化槽
収集・運搬 (し尿・浄化槽汚泥)	—	二宮町	し尿	民間事業者（委託）
			浄化槽	許可事業者
汚水処理	酒匂川流域下水道左岸処理場	県	公益財団法人 神奈川県下水道公社	
	し尿等下水道投入施設 (旧し尿処理施設)	二宮町	民間事業者（委託）	

(3) 生活排水処理の流れ

生活排水処理の流れは以下のとおりである。

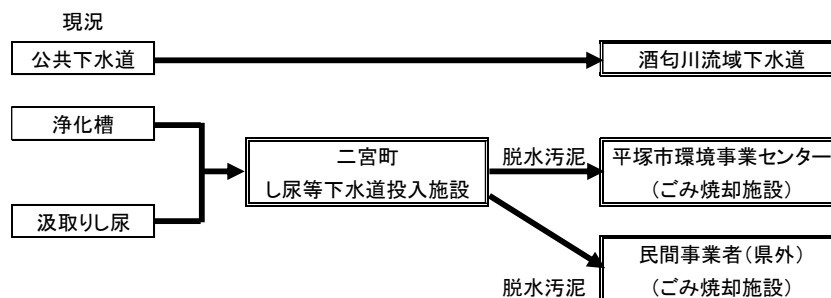


図 4-1-1 生活排水処理の流れ

4-2 生活排水処理の現況

(1) 生活排水処理形態別人口の実績

二宮町における生活排水の排出状況は以下のとおりである。

下水道人口と合併処理浄化槽人口を合わせた水洗化・生活雑排水処理人口は増加傾向にあることから、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口（し尿汲取り）は減少傾向にある。

表 4-2-1 生活排水処理形態別人口の実績

単位：人

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画処理区域内人口	29,382	29,305	29,036	28,767	28,378	28,244	28,010	27,919	27,744	27,578
水洗化・生活雑排水処理人口	17,946	18,468	18,836	19,185	19,988	20,092	20,299	20,528	20,990	21,938
下水道	16,420	16,989	17,423	17,849	18,640	18,790	19,040	19,320	19,880	20,450
合併処理浄化槽	1,526	1,479	1,413	1,336	1,348	1,302	1,259	1,208	1,110	1,488
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	11,036	10,445	9,833	9,238	8,071	7,842	7,414	7,107	6,518	5,199
非水洗化人口	400	392	368	344	319	310	297	284	236	441
生活排水処理率	61.1%	63.0%	64.9%	66.7%	70.4%	71.1%	72.5%	73.5%	75.7%	79.5%

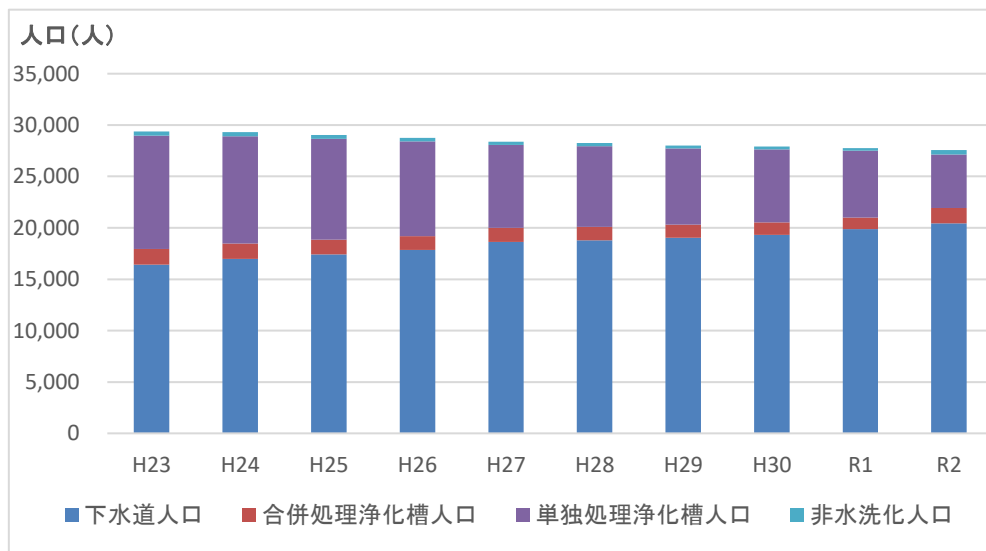


図 4-2-1 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

汲取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量はいずれも減少傾向にある。

表 4-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

項目	単位:kL									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
し尿	416	373	349	346	344	347	331	329	328	294
浄化槽汚泥	7,009	6,545	6,006	5,686	5,642	5,731	5,751	5,304	5,414	5,162
合計	7,425	6,918	6,355	6,032	5,986	6,078	6,082	5,633	5,742	5,456

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、令和2年度は二宮町調べによる。

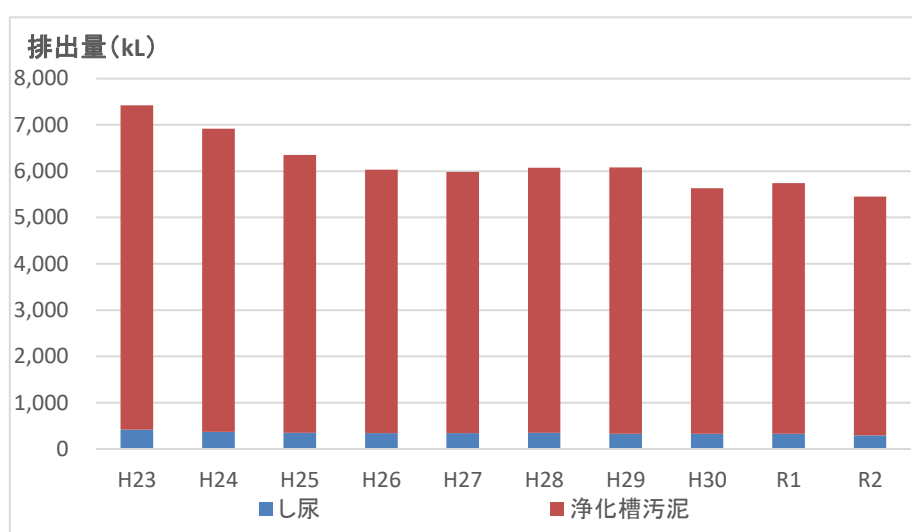


図 4-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

(3) 収集・運搬の状況

①収集処理形態

二宮町から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、民間事業者による収集後、二宮町し尿等下水道投入施設において処理され、処理水は下水道に放流される。

②処理手数料

し尿の処理手数料は以下のとおりである。

表 4-2-3 処理手数料

取扱区分		金額
し尿	1回36L以下	150円
	1回36Lを超えるとき	150円に汲取り量が18L(18L未満は18Lとする)増すごとに75円を加算した額

③収集・運搬の現況

二宮町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、し尿収集を委託事業者1社、浄化槽汚泥収集は許可事業者3社によって行われている。

過去10か年(平成23年度～令和2年度)のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量等は「表4-2-4」のとおりである。

なお、令和2年度における365日平均の搬入量は15.0キロリットル/日で、計画処理量(25キロリットル/日)に対する搬入率は60.0パーセント、また、搬入日数平均の搬入量は22.2キロリットル/日、計画処理量(25キロリットル/日)に対する搬入率は88.8パーセントと増加しているが、これは、し尿等下水道導入施設へと改修したことによる計画処理能力の差(50キロリットル/日⇒25キロリットル/日に変更)が影響している。また、改修前となる令和元年時点でのし尿処理施設における搬入率は年々減少傾向にあり、搬入量に占める浄化槽汚泥の混入率は、94パーセント以上と高い数値を保っている。

表 4-2-4 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績

年度	搬入量				365日平均		搬入日数(日)	搬入日数平均	
	合計(kL/年)	し尿搬入量(kL/年)	浄化槽汚泥		搬入量(kL/日)	搬入率※(%)		搬入量(kL/日)	搬入率(%)
			搬入量(kL/年)	混入率(%)					
H23	7,425	416	7,009	94.4	20.3	40.7	248	29.9	59.9
H24	6,918	373	6,545	94.6	19.0	37.9	242	28.6	57.2
H25	6,355	349	6,006	94.5	17.4	34.8	239	26.6	53.2
H26	6,032	346	5,686	94.3	16.5	33.1	243	24.8	49.6
H27	5,986	344	5,642	94.3	16.4	32.8	238	25.2	50.4
H28	6,078	347	5,731	94.3	16.7	33.4	249	24.4	48.8
H29	6,082	331	5,751	94.6	16.7	33.4	239	25.4	50.8
H30	5,633	329	5,304	94.2	15.4	30.8	249	22.6	45.2
R1	5,742	328	5,414	94.3	15.7	31.4	241	23.8	47.6
R2	5,456	294	5,162	94.6	15.0	60.0	246	22.2	88.8

※：搬入率＝搬入量÷処理能力(50kL/日)×100

※：搬入率＝搬入量÷処理能力(25kL/日)×100(令和2年度より)

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、令和2年度は二宮町調べによる。

(4) 中間処理の現況

二宮町の生活排水は以下の施設で処理されている。

表 4-2-5 酒匂川流域関連下水道（左岸処理区）の概要

区分		左岸処理区		
計画諸元	処理面積	3,816.18 (ha)		
	処理人口	181千人		
	処理水量	141,000 (m ³ /日 最大)		
管路施設 (流域幹線)		幹線名	管径 (m)	延長 (m)
		左岸幹線	0.35~2.0	15,660
		中井二宮小田原幹線	1.0~1.5	9,910
		連絡2号幹線	1.0	1,350
		計	-	26,920
ポンプ場		川匂ポンプ場 25.0 (m ³ /分)		
処理場	名称	酒匂水再生センター		
	所在地	小田原市西酒匂1-1-54		
	敷地面積	9.8 (ha)		
	処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法		
	排除方式	分流式		
	放流先	黒まま排水路（酒匂川）		
	処理開始	昭和57年12月1日		

出典：かながわの流域下水道（公益財団法人神奈川県下水道公社）

表 4-2-6 し尿処理施設の概要

項目	内 容			
施設名称	二宮町環境衛生センター桜美園（し尿等下水道投入施設）			
施設所管	二宮町			
所在地	神奈川県中郡二宮町中里207番地の1			
計画処理能力	25kL/日（し尿：2.1kL/日、浄化槽汚泥：22.9kL/日）			
処理方式	直接脱水＋希釈下水放流			
竣工年度	令和2年3月			
希釈水の種類	地下水・浸出水			
汚泥処分方法	外部委託による焼却処分			
放流水質	項目	単位	基準値	計画値
	pH	(-)	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD	(mg/L)	600未満	300以下
	SS	(mg/L)	600未満	300以下
	COD	(mg/L)	—	300以下
	T-N	(mg/L)	240以下	—
	T-P	(mg/L)	32以下	—
	色度	(度)	—	—
	大腸菌群数	(個/cm ³)	3,000以下	—
放流先	下水道終末処理場			
面積	敷地面積 8,947m ²			
	建物面積 1,553m ² （処理棟、管理室含む）			
設計・施工	株式会社 クリタス			

出典：二宮町精密機能検査報告書

(5) し尿処理費の現況

し尿処理に係る経費の推移は、平成28年度までは減少傾向にあったが、平成29年度からの3か年は、し尿処理施設からし尿等下水道投入施設へと改修工事等を行ったことにより、一時的に増加した。

なお、処理量は年々減少傾向にあり、令和2年度においては、処理量・経費ともに最も減少している。

表 4-2-7 し尿処理経費の実績

単位：kL

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
し尿処理費(千円)	78,353	72,663	76,966	65,012	65,429	48,525	55,451	153,723	133,117	38,306
処理量(kL)	7,425	6,918	6,355	6,032	5,986	6,078	6,082	5,633	5,742	5,456
1kL当たり処理費(円)	10,553	10,504	12,112	10,777	10,931	7,984	9,117	27,290	23,183	7,021

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、令和2年度は二宮町調べによる。

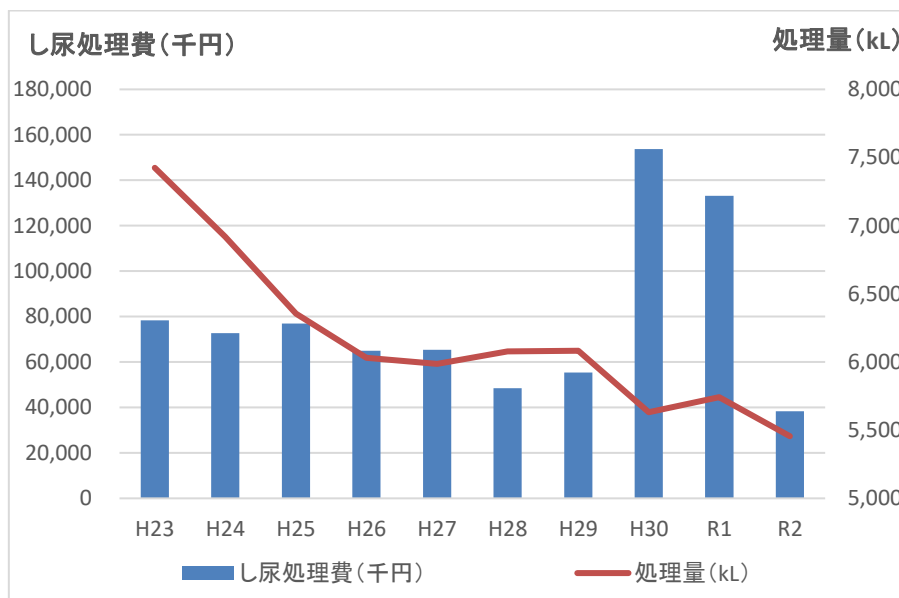


図 4-2-3 し尿処理経費の推移

(6) 計画策定にあたっての検討事項

生活排水を適切に処理していくためには、生活排水の種類別、処理主体別に目標を定め、生活排水処理全体の整合を図りながら、地域特性に応じた生活排水処理施設を整備していくことが重要なポイントとなる。

二宮町では生活排水処理対策として、下水道整備を中心に進めているが、一部の家庭あるいは事業所等では生活雑排水を未処理のまま放流しているため、公共用水域への影響が少なからず発生している。

したがって、二宮町の「財産」でもある豊かな自然環境を保全するためにも、生活環境における保全意識の改善を図るとともに、一層の下水道並びに合併処理浄化槽の整備及び利用促進が必要である。

本計画策定に当たり、二宮町における生活排水の処理が、経済的かつ効果的に実施されるように、以下の項目について検討し、整備方針を決定する。

- 既存施設及び既存計画との整合性の検討
- 経済的要因の検討
- 社会的要因の検討
- 投資効果発現の迅速性の検討
- 地域環境保全効果の検討

①既存施設及び既存計画との整合性の検討

二宮町の生活排水処理施設に関しては、平成 28 年 3 月に、次期の都道府県構想のもととなる汚水処理整備構想（以下「二宮町下水道アクションプラン」という。）を策定し、下水道区域を既事業計画区域（市街化地域と市街化区域に隣接する家屋や公共施設）に縮小、既事業計画区域外（市街化調整区域）については、合併処理浄化槽により整備を行うこととした。

合併処理浄化槽設置への助成は平成 29 年度までは実施していなかったが、二宮町下水道アクションプランでは、未着手地域の下水道等各種整備事業について、一部の区域で集合処理よりも個別処理が有利とされたことから、平成 30 年度より合併処理浄化槽設置への助成を実施している。

本計画では、これらの施策との整合性に留意し計画を立案していくこととするが、個々の既存計画が持つ特性や計画策定年度の違いから、それぞれ計画条件に相違が見られるため、関係部局と調整のうえ、現段階において最も適切な計画条件を採用する。

②経済的要因の検討

二宮町下水道アクションプランでは、二宮町における計画処理人口の 92.9 パーセントを下水道に、7.1 パーセントを合併処理浄化槽にしていくことが事業収益性や整備効率面で有利としている。

③社会的要因の検討

生活排水処理施設の整備にあたっては、町民の合意形成が不可欠であるため、水質汚濁の進行状況や生活排水対策の重要性、合併処理浄化槽の助成制度、水洗化奨励金制度等に関する情報の積極的な提供が必要である。

④投資効果発現の迅速性の検討

下水道に限らず、集合処理を行う場合には小規模な施設でも施設整備に 3 年程度を要することから、投資効果の発現までには個別処理と比較して相当な期間が必要である。

下水道の整備は、集合住宅等、人口が集中している地域には迅速な整備を行うことができるのに対して、合併処理浄化槽は、まばらに点在する戸建住居に対しての投資効果の発現が極めて早い施設である。

今後は、下水道の整備状況や社会情勢の変化による生活排水処理施設の整備手法の変更を考慮しながら、柔軟に対応していく。

表 4-2-8 下水道と合併処理浄化槽との比較

	下水道	合併処理浄化槽
施設の特徴	①下水道は汚水処理に加えて、都市の浸水防除や汚泥処理等を行う多目的な施設。	①合併処理浄化槽は汚水処理のみの施設。
耐用年数	①法律では、処理場23年、管きよ50年。 ②実際の運営上は処理場15～70年、管きよ50～120年。	①法律では、7年。 ②実際の運営上は躯体30年～、機器設備7～15年。
処理水質	①水質基準が最大20ppm（BOD）以下。したがって目標水質20ppm以下を100%達成 ②処理方式は微生物処理 ③下水道は合併処理浄化槽より安定した処理が可能。 ④地方公共団体による管理。	①BOD除去率90%以上 処理水質BOD20mg/l以下 ②処理方式は微生物処理 ③下水道と比較すると処理規模が小さい故に負荷変動に弱く、処理水質は不安定になりやすい。 ④個人設置型は個人による管理、市町村設置型は市町村による管理。
投資効果の迅速性	①集合処理であり、広い地域を対象とすることとなるため、多くの関係者と調整を要し、整備期間は数年から長い場合数十年かかることもある。	①合併処理浄化槽は、基本的に個人が設置するため設置期間は短期間である。

⑤地域環境保全効果の検討

生活排水が公共用水域に与える影響は、河川の自流量や自然浄化能力、あるいは処理施設の種類等によって左右される。

「表 4-2-9」は生活排水処理の種類別負荷量を示すが、生活排水処理形態別人口（令和2年度実績）では、下水道水洗化人口 74.2 パーセント、合併処理浄化槽人口 5.4 パーセント、単独処理浄化槽人口 18.9 パーセント、非水洗化人口 1.6 パーセントの割合となっている。それぞれの汚濁負荷量は、下水道人口が約 82 キログラム/日、合併処理浄化槽人口が約 6 キログラム/日、単独処理浄化槽人口が約 166 キログラム/日、非水洗化人口が約 12 キログラム/日となる。

環境負荷を低減させるためには、1人当たりの負荷量が大きい単独処理浄化槽世帯及びし尿汲取り世帯を下水道に接続することや合併処理浄化槽に切替えていくことが望ましい。

表 4-2-9 生活排水処理の種類別の負荷量

	令和2年度人口 (人)	1人あたりの負荷量 (BOD換算、g/人・日)	負荷量計 (BOD換算、kg/日)
下水道人口	20,450 (74.2%)	4	82
合併処理浄化槽人口	1,488 (5.4%)	4	6
単独処理浄化槽人口	5,199 (18.9%)	32	166
非水洗化人口	441 (1.6%)	27	12
合計	27,578	-	266

※令和2年度人口の構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%になっていません。

備考：1人あたりの負荷量は「一般社団法人全国浄化槽団体連合会」資料より

(7) 課題抽出

○公共用水域の環境保全

二宮町の公共用水域は、町の中央を貫流する葛川をはじめ、その支流である打越川及び田代川と、小田原市との境を流れる中村川、吾妻山の脇を流れる梅沢川とがある。

河川における主な利水は農業用水であったが、現在はほとんど利用されていない。これまで葛川については、二宮町第2次環境基本計画においても同河川への取り組みが位置付けられており、生活排水による汚濁負荷の低減策が重点項目となっている。

○単独処理浄化槽世帯及びし尿汲取り世帯の下水道への接続の促進

生活排水のうち、生活雑排水を未処理のまま流している単独処理浄化槽及びし尿汲取り世帯を早急に下水道へ接続することが求められている。

○下水道整備区域外への対応

下水道区域の見直しに伴い、下水道整備区域外の地域については、し尿及び生活雑排水を処理して河川放流することが求められているため、汚濁負荷の少ない合併処理浄化槽への切替えを推進することが重要である。

○し尿処理施設からし尿等下水道投入施設へ

二宮町のし尿処理施設は、操業開始から約41年が経過し、施設の老朽化が著しく進行しているうえに、搬入量及び当初の搬入条件が大きく変化し、し尿の搬入量及び浄化槽汚泥搬入量の混合割合も大きく変わってきた。平成28年3月に「し尿処理施設改修基本計画」を策定し、し尿処理施設改善計画として、現状維持で既存施設の延命化やリニューアル、下水道投入施設に更新する案から検討し、その結果、経済性の観点から、下水道投入施設への変更を採用した。改修工事は、平成30年度から2か年をかけて行い、「直接脱水+希釈下水放流」に処理方法を変更し、し尿等下水道投入施設とした。

4－3 基本方針

二宮町における河川への排水対策は必須であり、また、下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備を進めていくことは、二宮町の河川が全て相模湾に注いでいることから海水の水質保全に役立つものである。

このことを踏まえ、生活排水処理における基本理念を以下のとおり定める。

公共用水域の水質環境基準の達成と 身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること

生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発等を通じて各世帯等の発生源対策を充実させることが必要である。公共用水域の環境保全の達成と身近な生活環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、生活排水処理における基本方針を以下のとおり定める。

方針（１）下水道整備事業を進めることによる下水道接続人口の増加

「二宮町下水道アクションプラン」に基づき、令和7年度までに下水道の既事業区域の未整備区域 35.3ヘクタール（令和2年度末現在）の整備を目指すとともに、下水道整備区域内にある未接続世帯には、速やかに下水道への接続を指導し、下水道の接続人口を増加させる。

方針（２）下水道整備区域外における合併処理浄化槽設置の推進

下水道整備区域外で単独処理浄化槽世帯やし尿汲取り世帯には、合併処理浄化槽への切替えを推進していく。

4-4 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理主体

引き続き二宮町が主体となり、生活排水処理を推進する。将来の生活排水処理体制は以下のとおりである。

表 4-4-1 将来の生活排水処理体制

区分	施設	処理主体	運転・管理	
			し尿	民間事業者（委託）
収集・運搬 (し尿・浄化槽汚泥)	—	二宮町	し尿	民間事業者（委託）
			浄化槽	許可事業者
汚水処理	酒匂川流域下水道 左岸処理場	県	公益財団法人 神奈川県下水道公社	
	し尿等下水道投入施設 (旧し尿処理施設)	二宮町	民間事業者（委託）	

(2) 生活排水処理の人口及び処理量見込み

①生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理における人口の予測値については、二宮町下水道アクションプランとの整合を図るため、ごみ処理基本計画で採用した人口を基に、処理形態別の人口を目標予測として推計した。

表 4-4-2 生活排水処理形態別人口の目標予測

単位:人

項目	R3	R8
計画処理区域内人口	26,897	25,532
水洗化・生活雑排水処理人口	25,212	23,963
下水道	24,979	23,711
合併処理浄化槽	233	252
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,467	1,412
非水洗化人口	218	157
生活排水処理率	93.7%	93.9%

②し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

処理量については、二宮町下水道アクションプランの予測を目標予測として採用した。浄化槽人口、非水洗化人口（し尿汲取り）の減少とともに、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少する見込みである。

表 4-4-3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の目標予測

単位:kL

項目	R3	R8
し尿	208	150
浄化槽汚泥	3,822	2,741
合計	4,030	2,891

(3) 生活排水処理の目標

生活排水処理率を
令和8年度は93.9パーセント以上に向上することを目指す。

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

①収集・運搬計画

ア. 基本方針

収集・運搬業務は、町民の衛生的で快適な生活環境を維持するうえでなくてはならない重要な行政サービスである。

また、収集・運搬業務は、し尿処理において多くの費用を要する部門である。

したがって、町民の要望を十分に把握し、下水道や浄化槽の普及に伴う収集量の変化を勘案したうえで、効率的な収集体制の整備に努める必要がある。

イ. 収集・運搬体制

下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量は減少することから、収集・運搬体制を適宜見直す必要がある。

ウ. 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法は、原則として現状どおりとするが、下水道の普及の進捗に応じた、収集・運搬業務の効率化を図るため、収集事業者に対して、収集車両の適正配置といった指導などについて協議していくものとする。

エ. 収集・運搬の範囲

収集・運搬の範囲は、二宮町全域とする。

オ. 収集・運搬機材及びその整備計画の概要

下水道整備の進捗に応じ、し尿・浄化槽汚泥の収集量が減少すると考えられることから、二宮町の定める計画に沿って計画的に必要な車両台数を調整していく必要がある。

したがって、発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集・運搬業務が遂行できる車両台数を確保するよう収集事業者の指導などについて協議していくものとする。

②中間処理計画

ア. 基本方針

二宮町の生活排水処理の基本的な方向は、下水道処理区域内での接続の普及と、下水道処理区域外での合併処理浄化槽の普及である。

下水道接続率が向上することで、将来的には、非水洗化人口や単独処理浄化槽人口、合併処理浄化槽人口が減少し、し尿・浄化槽汚泥量も減少していくものと考えられることから、し尿処理施設の改修工事を行い、し尿等下水道投入施設に変更した。

イ. 中間処理の状況

二宮町のし尿処理施設は、昭和 51 年度に竣工した施設であるが、施設全体の老朽化及び搬入状況の変化に対応するため、平成 30 年度から 2 か年をかけてし尿等下水道投入施設へと改修工事を行った。し尿等を脱水機で汚泥と液体に分離し、分離後の処理水は希釈して下水道へ投入される。し尿処理場の処理フローは「図 4-4-2」のとおりである。

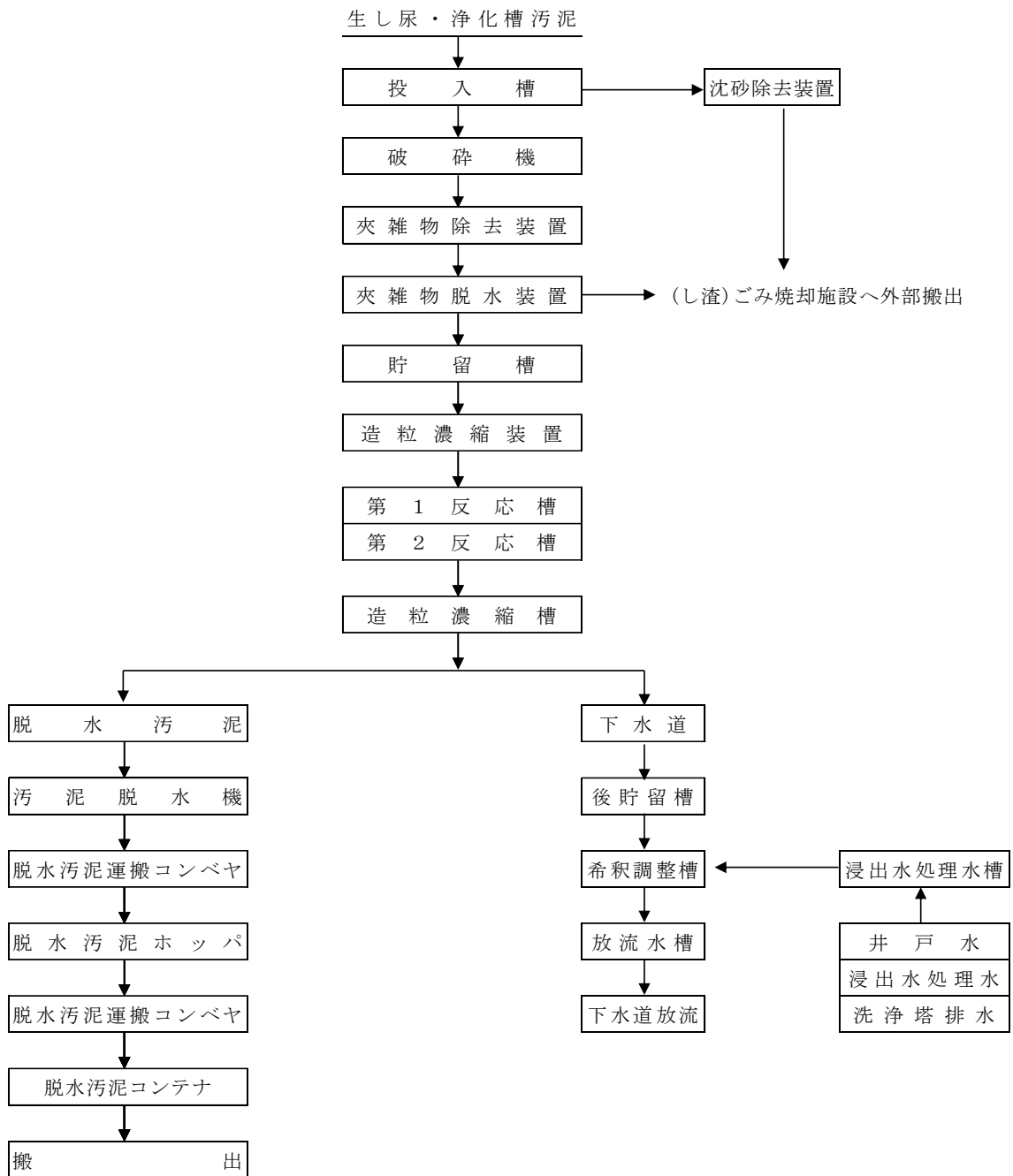


図 4-4-2 し尿処理施設の処理フロー

ウ. 中間処理の方法及び量

中間処理は、収集したし尿及び浄化槽汚泥の全量を適正な処理方法で処理し、放流基準を満たす良好な水質で放流する必要があり、今後も二宮町全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量を処理していくものとする。

また、将来的には、し尿搬入量が減少することが予測されるため、搬入量に応じた適正な処理を行う。

「生活排水処理の将来予測」において予測した結果に基づく中間処理の量は以下のとおりである。

表 4-4-4 中間処理量の予測

		R3	R8	
し尿量		kL/年	208	150
	1日あたり量	kL/日	0.57	0.41
浄化槽汚泥量		kL/年	3,822	2,741
	1日あたり量	kL/日	10.47	7.51
合計量		kL/年	4,030	2,891
	1日あたり量	kL/日	11.04	7.92

③最終処分計画

ア. 基本方針

現在、脱水汚泥は平塚市環境事業センターで焼却処理しているほか、民間事業者で委託処理しており、基本的には、今後も同様の処理を実施していくものとする。

イ. 最終処分の方法

最終処分の方法は、現状どおりとし、焼却によって減容化を図った後、熔融スラグ等へ資源化する。引き続き、再資源化に関して脱水汚泥を利用した再生品の需要や処理量の動向を見極めながら対応していくものとする。

(5) その他

①町民への啓発

生活雑排水による水質汚濁の進行が社会問題となっている今日においては、適切な啓発を実施していくことで、地域住民とともに水環境の保全に努めていかなければならない。

二宮町における生活雑排水に関する啓発の活動方針、活動施策は以下のとおりである。

ア. 活動方針

- ・役割分担の明確化を図る。

公共用水域の水質保全を図るためには、町民と行政側が連携を強め、それぞれの役割を果たすことにより、生活雑排水処理を推進していくことが重要であるため、啓発を行うことで各立場における役割を明確化し、理解を促していくものとする。それぞれの役割は以下のとおりである。

○一般家庭の役割

- ・排水口の段階で固形物等の除去に留意する。
- ・洗濯洗剤等の使用量を守る。
- ・食べ残し、油脂等は排水として流さない。
- ・処理施設（浄化槽等）の適切な維持管理を徹底する。

○二宮町の役割

- ・生活雑排水の処理施設の整備推進を図る。
- ・町民に対し、処理施設（浄化槽等）の適切な維持管理に関して、十分な啓発を実施する。
- ・生活雑排水処理に関する情報を積極的に提供する。
- ・生活雑排水による水質汚濁の規制については、法的措置がないのが現状であることから、汚染源である一般家庭での対策が重要となる。したがって、十分な情報を収集し、積極的に公開することにより排出者の理解を深め、水質汚濁の負荷軽減を図る。

イ. 活動施策

- ・二宮町の広報紙、ホームページやチラシ等で、生活雑排水に関する問題提起及び啓発を実施するにあたっては、一方的な啓発ではなく、標語やポスターの公募を行い、町民参加を求めることによる協力体制の構築を検討する。

また、学校教育の場において、生活雑排水処理に関する教育の推進を図るため、児童向けパンフレット等の作成を検討する。

なお、啓発は、その効果が現れるまでの期間がその目的等により様々であるが、きめ細かく繰り返すことにより活動の徹底を図る。

- ・町民有志等による環境イベントに協力する。
- ・環境イベントや体験型学習など、関係団体と連携して開催し、公共用水域の水質保全について理解を深めてもらう機会を設けることを検討する。
- ・生活雑排水に関する町民の意識の変化を把握し、より適切な啓発を実施していくためのアンケート調査を検討する。

また、二宮町から町民への一方的な啓発に終わらせず、実りのある活動にしていくため、町民の生活雑排水に関する意識や、個人で取り組んでいる生活雑排水対策の現状を調査し、意識の変化を把握するとともに、今後の活動資料とする。

②排水に関する事項

排水に関しては、特に浄化槽の維持管理が重要となるため、啓発や町民の施設見学等を開催し、理解を深めてもらう。

浄化槽の維持管理は、浄化槽法により、設置者（管理者）が保守・点検を行うこととして義務付けられている。維持管理の概要は以下のとおりである。

ア. 浄化槽の維持管理について

二宮町においては計画処理区域内人口の5.4パーセントにあたる1,488人（令和2年度実績）が合併処理浄化槽人口となっている。今後、将来的に下水道施設が処理区域内全域に整備されるまでは一時的に合併処理浄化槽の設置もあるため、その維持管理を徹底し、適切な浄化槽の使用を推進していくことは、身近な生活環境の整備及び公共用水域の保全を図るうえで重要な意味を持つものである。

環境省においても、下水道等で処理できない地域に関しては合併処理浄化槽を生活排水対策の柱として位置付けており、助成制度を創設し積極的な普及に努めている。

しかしながら、浄化槽使用者や浄化槽管理者に浄化槽の構造や浄化槽法について十分理解を得られていない状況もあることから、行政側の徹底した指導と、使用者、管理者の正しい知識と認識が必要である。

したがって、浄化槽清掃事業者（許可事業者）と浄化槽使用者及び行政の三者における連携を深め、適切な使用・保守点検・清掃及び定期検査を実施していくものとする。

イ. 浄化槽の維持管理方法

・浄化槽の保守点検

浄化槽の点検・調整、またはこれらに伴う作業を保守点検という。法で定められている浄化槽の保守点検の必要回数は「表4-4-5」・「表4-4-6」のとおりである。

なお、単独処理浄化槽については、平成13年4月1日より施行された浄化槽法の改正により浄化槽の定義から削除されたが、既設の単独処理浄化槽は経過措置として浄化槽とみなされることから、「表4-4-5」に示すとおり、従来の規制が適用される。

表 4-4-5 既設単独処理浄化槽の保守点検回数

処 理 方 式		20人以下	21～300人以下	301人以上
既設単独処理浄化槽	全 ば っ 気 方 式	3 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以上	1 か月に 1 回以上
	分 離 接 触 ば っ 気 方 式	4 か月に 1 回以上	3 か月に 1 回以上	2 か月に 1 回以上
	分 離 ば っ 気 方 式			
	単 純 ば っ 気 方 式			
散 水 ろ 床 方 式 平 面 酸 化 床 方 式 地 下 砂 ろ 過 方 式	6 か月に 1 回以上			

※数値は、通常の使用状態において最低必要な数値である。

表 4-4-6 合併処理浄化槽の保守点検回数

処 理 方 式		浄 化 槽 の 種 類	期 間
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4 か月に 1 回以上
		処理対象人員が21人以上50人以下	3 か月に 1 回以上
	活 性 汚 泥 方 式	-	1 週に 1 回以上
	回 転 板 接 触 方 式 接 触 ば っ 気 方 式 散 水 ろ 床 方 式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1 週に 1 回以上
		2. スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽(1. に掲げるものを除く)	2 週に 1 回以上
3. 1. 及び2. に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 か月に 1 回以上		

※数値は、通常の使用状態において最低必要な数値である。

・浄化槽の清掃

浄化槽の清掃とは、汚泥の引き抜き、調整、機器類の洗浄及び掃除作業等のことをいう。以下、「表 4-4-7」に示すとおり、浄化槽の清掃回数は法令で定められている。

表 4-4-7 浄化槽清掃頻度

処理方式	清掃回数
全ばっ気方式浄化槽	6 か月に 1 回以上
その他の浄化槽	年に 1 回以上

・浄化槽における法定検査

浄化槽の法定検査は2種類あり、「表4-4-8」に示すとおり、1つ目は設置してから一定期間後に行う検査（7条検査）と、2つ目は年1回行う検査（11条検査）である。

検査は、知事が指定した検査機関が予め定められた検査地域において実施する必要がある。

表 4-4-8 浄化槽の法定検査項目

項目	設置後等の水質検査（7条検査）	定期検査（11条検査）
検査の時期	使用開始後3か月を経過してから5か月以内	年1回
外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況 ・設備の稼働状況 ・水の流れ方の状況 ・使用の状況 ・悪臭の発生状況 ・消毒の実施状況 ・蚊、はえ等の発生状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況 ・設備の稼働状況 ・水の流れ方の状況 ・使用の状況 ・悪臭の発生状況 ・消毒の実施状況 ・蚊、はえ等の発生状況 等
水質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（pH） ・溶存酸素量 ・透視度 ・残留塩素濃度 ・活性汚泥沈殿率 ・生物化学的酸素要求量（BOD） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（pH） ・溶存酸素量 ・透視度 ・残留塩素濃度 ・活性汚泥沈殿率
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施	保存されている保守点検と清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施

③地域に関する諸計画との関係

全国の平成24年度末の汚水処理人口普及率が88パーセントとなり、残された地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要がある一方で、既整備地区^{*}に増大した汚水処理施設ストックの老朽化対策や改築等が求められている。そこで、より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担のもと計画的に実施していくため、都道府県構想の一層の見直しを図る必要があることから、汚水処理を所管する3省(国土交通省、農林水産省、環境省)が連携し、「都道府県構想策定マニュアル検討委員会」を設置し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」をとりまとめた。

持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想は、市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理^{*}について、適切な役割分担のもと計画的に実施していくために策定する。

都道府県構想は、市町村がそれぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定したうえで、都道府県が市町村と連携して作成し、継続的な進捗管理並びに必要な見直しを行う。このマニュアルは、都道府県及び市町村が都道府県構想を策定(既構想の見直しを含む)する際に適用することとしている。

^{*}既整備地区：汚水処理施設の整備が完了している地区

^{*}運営管理(施設の有効活用、施設の統合・広域化、水質管理、経営計画、組織体制等)。

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルと各種関連計画等のイメージは、以下のとおりである。

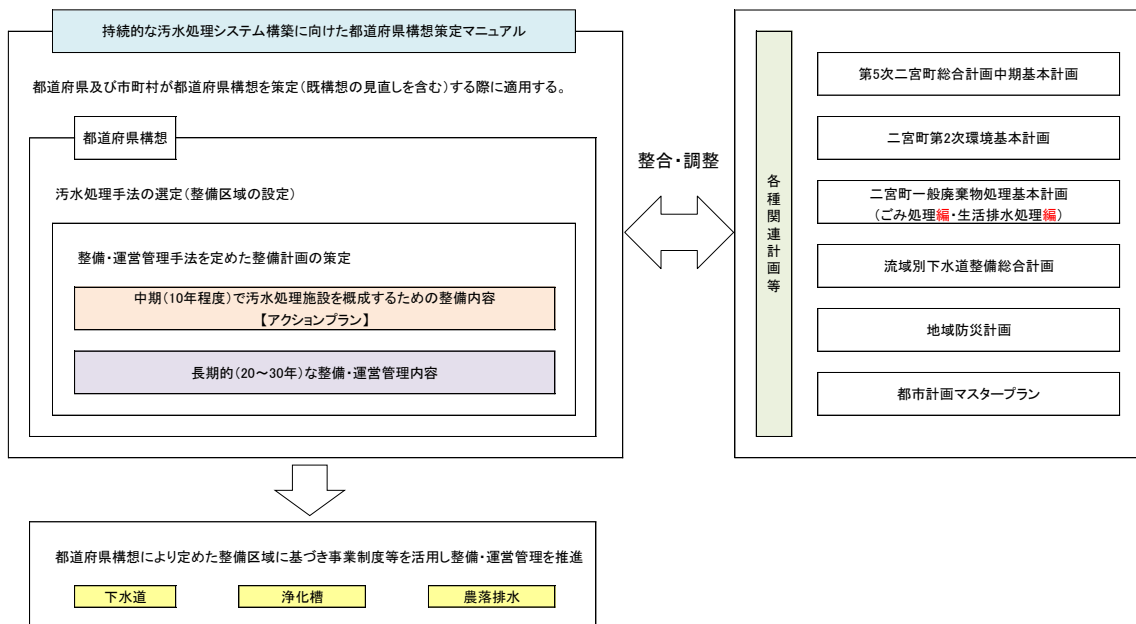


図 4-4-4 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルと各種関連計画等のイメージ

**二宮町一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理編・生活排水処理編)**

令和4年3月

**編集：二宮町 都市部 生活環境課
神奈川県中郡二宮町二宮961
TEL: 0463-71-5879 FAX: 0463-73-0134**